

# 木津川灯台の研究

—『木津川口灯台建築ニ付寄附金請取券割印帳』と公文書の調査から—

梶原 修 (中央図書館)



(図 1) 『京阪名所図会. [5] 大阪木津川口さざの尾之図』  
国立国会図書館デジタルコレクションより複製

## 抄録

1. はじめに
2. 木津川の地理と歴史
3. 木津川灯台ができるまで
  - 3.1 近世の木津川口における灯標
  - 3.2 全国の幕末維新期の灯台建築
  - 3.3 建築計画から運用開始まで
4. 木津川灯台の建築
  - 4.1 「割印帳」について
- 4.2 寄附者の住所
- 4.3 寄附者の職業
- 4.4 「割印帳」の記入日と寄附周旋(取次)人
5. 灯台の完成後
  - 5.1 灯台の完成と管理
  - 5.2 灯台の廃止
6. むすびに

## 抄録

大阪府立中之島図書館の所蔵資料『木津川口灯台建築ニ付寄附金請取券割印帳』に記載された寄附者の情報をもとに、木津川灯台についての調査を行った。その結果、発起人ら少人数の寄附ではなく、北前船の関連とみられる現在の福井、石川、新潟の各県居住者からも寄附金を受け、堀江や鞆の商人を中心に延べ896名の寄附者が存在し、合計3,169円72銭2厘9毛の金額であったことがわかった。また、公文書等から建築計画時には大阪府が管理する予定で大阪府職員と工部省職員が協議していたことや、寄附者達が負担した完成から1年間の経費をもって、1879(明治12)年5月の府会で大阪府の予算に組み込まれることが議決され、同年7月から大阪府地方税で管理していたことがわかった。

## 1. はじめに

2018(平成 30)年 10 月 31 日、毎日新聞紙上(1)に、大阪海上保安庁の職員が、明治 150 年を記念した講演会の資料として木津川口にあった灯台の写真を探しているという記事が掲載された。そこには明治期に建築された大阪府内に設置された灯台のうち、堺灯台は現存し、天保山灯台は写真が残っているが、木津川灯台は写真も図面も残されていないと書かれている。あわせて天保山と堺の灯台の古写真とともに 1885(明治 18)年に発行された『京阪名所図会 大阪木津川口さずの尾之図』(図 1・本稿表紙)が掲載されていた。同図の左側の瀬標のすぐ左にあるのが木津川灯台である。海上保安庁のホームページを見ると、確かに「木津川灯台の写真を探しています！～求む！『幻の』灯台写真 提供のお願い～」(2)が掲載されていた。

その後、毎日新聞には同年 11 月 16 日「幻の灯台、写真あった 絵はがき、米の古書店で 大阪海保、形状から認定」(3)で個人がアメリカの古書店で購入した絵葉書(写真)に、また翌年 6 月 3 日の「木津川灯台：「しま模様」 古き大阪ミステリー」(4)で大阪市立大学都市研究プラザの所蔵資料に、それぞれ木津川灯台が映っている写真を発見したとの記事が掲載された。

一連の記事からは、写真は相次いで発見されたが、詳しい情報についてはまだわかっていないとあり、写真を除いた木津川灯台の明治初期から中期、灯台建築にかかる部分と完成後の管理を中心として調査することとした。調査にあたり大阪の地理や歴史についての資料を数冊調べてみたが、いずれも数行程度の記述で、詳しく調査した論文は見つけることができなかった。

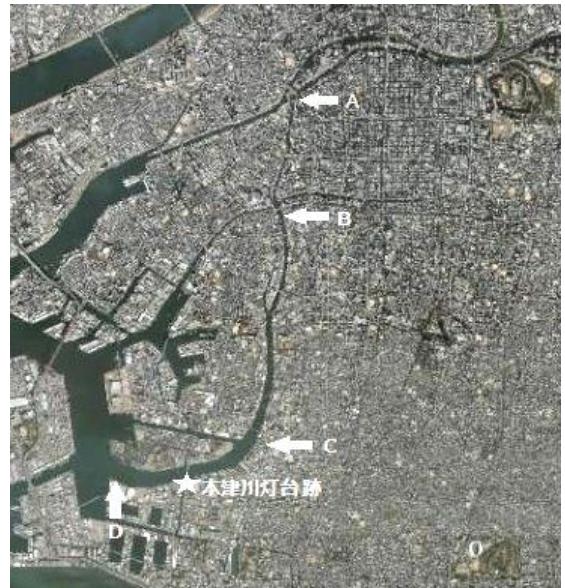
本稿を作成するにあたり、研究者以外の読者にもわかりやすく紹介することを目的とし、文献を引用し、あるいは翻刻して掲載した。また、すでに先行研究で指摘のある地図等も引用元を記述して掲載しているため、冗長である部分はご容赦いただきたい。引用に当たって旧字体はできるだけそのまま転記しているが、やむを得ず新字体を使用している部分もある。特に記述しない場合は、1872(明治 5)年までは旧暦、1873(明治 6)年以降は新暦で月日を記述した。地点を示す木津川口は使用することとし、資料中に記述された灯台の名称については、木津川口灯台、木津川灯台等さまざまであるが、引用での表記はそのままとして、本稿では公文書の表記である「木津川灯台」として統一することとした。

## 2. 木津川の地理と歴史

木津川は、淀川水系の一級河川であり、中之島最西部付近(図2 中←A部分)で土佐堀川から南へ分流し、尻無川との分岐及び、道頓堀川との合流地点(図2 中←B部分)を越えてからは、東に浪速区、西に大正区の境界となり、大阪湾に注ぐ(図2 中←D部分)川である。なお淀川水系には、大阪府と京都府の境付近で桂川、宇治川とともに三川合流地点に流れ込む三重県と京都府を流れる同名の木津川があるが、こちらは今回の調査対象ではない。

木津川の河口は、1576(天正4)年と1578(天正6)年に

は、籠城する石山本願寺へ兵糧を搬入しようとした毛利水軍と包囲する織田軍との間で2度の合戦が行われている。いわゆる木津川口の戦いである。江戸時代に入ると、伝法川口(安治川が1684(貞享元)年に開削されると安治川口)とともに全国の米をはじめとする商品等を大坂(市街)あるいは京へ運ぶために利用されてきた場所である。現在の淀川はヨハネス・デ・レーケラによる新淀川開削により、直線的に大阪湾へ注いでいるが、それまでは大川から中之島を経て安治川、木津川等から大阪湾へ流れるのが主要川筋であった。近世の両河川の繁栄を『改正日本船路細見記』(別書名「東海船路道中記」)(5)から見てみよう。



(図2) 木津川流域写真 マップナビおおさかより複製・加筆 矢印が木津川 下部の星印★は木津川灯台があった場所 (いずれも筆者記入)

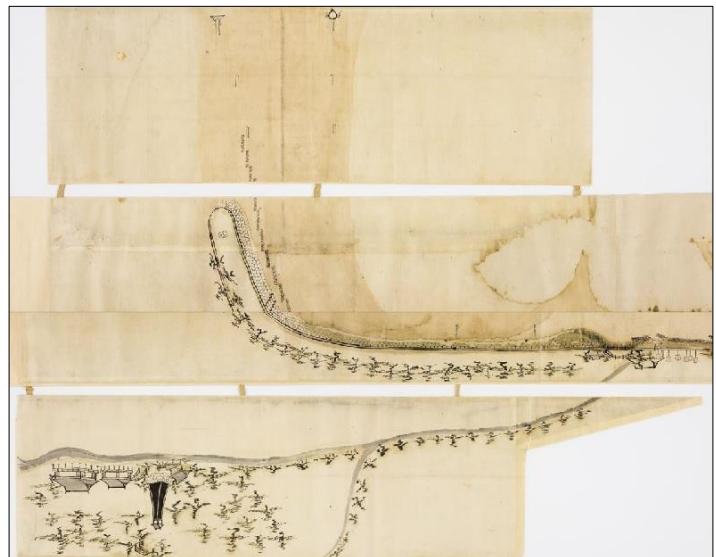
「○大坂の南川口を木津川といひ北の川口を安治川といふ。いづれも廻船の出入あり○用としてこゝに達するにとゞなはずといふ事なし。凡諸國第一の大みなと也。右両川口ふねどをりの左右に水尾木有。片側に十本づゝその川上にあるを十番といひ沖にあるを壹番といふ。みを木のそとを大だなといふ。また沖を一の洲といふ。みをどをりのほかは瀬多し。地方は住吉大明神。大和川。」

しかし、河川交通の要衝であった両河川の河口付近は上流からの土砂がたまりやすく、航行の妨げとなるため幾度も浚渫(川さらえ)を行っている。たとえば、1831(天保2)年から2年の歳月と延べ10万人余りの人員を費やし、「御救大浚」という浚渫工事を実施した。この工事の費用は役所からの予算の他に不足分の協力を求め、「豪商三六件より合計一六、七〇〇両、中規模の町人七二件より合計五、五六一両、三郷町々并諸仲間より合計銀五九〇貫目、さらにその他町人・借家人からも冥加金銀が集まり、総額銀二、三五七貫三三三匁余に達した」(6)という。同論文で指摘するように土木工事

(普請)が幕府や藩などの支配層の予算だけで実施されるものではなく、都市部商人の財力によって工事がすでに実施されていたことは、後にみるように木津川灯台が商人たちの寄附により建築されたことに大きな影響を与えていていると考えられる。

この「御救大浚」の土砂を利用して木津川口に、押海堤とも、またその上に多くの松が植えられたことから千本松堤とも呼ばれる大規模な堤が建築された。後にその先端部分に築かれることになるのが木津川灯台である。なお、このあたりにはもう松並木はないが、現在にその名を残しているのが、木津川を渡る千本松大橋(図2中←C部分)である。

堤の全容がわかる資料として 2 点紹介する。ひとつは、大阪市立図書館デジタルアーカイブで公開している『天保三年壬申歳五月木津川口絵図』(図 3)で、中央部分の右から左側にかけて松並木の堤がカーブして描かれており、先端には円柱のような小さな建造物が描かれている。なお、左下にみえる建造物は、住吉大社の高灯籠であろう。



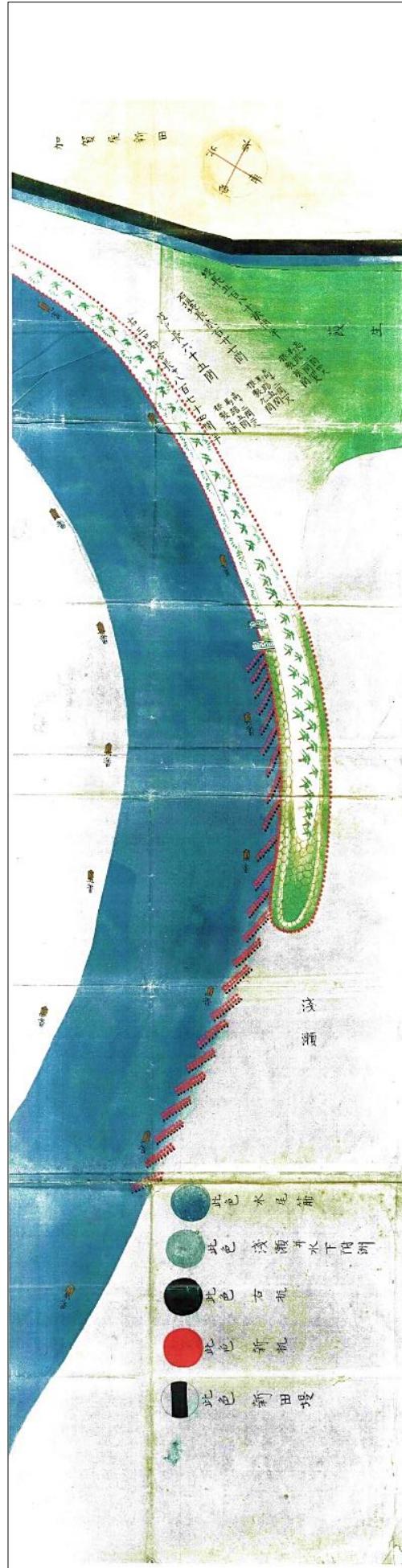
(図 3) 『天保三年壬申歳五月木津川口絵図』  
大阪市立図書館デジタルアーカイブより複製 部分

もうひとつは木津川口の浚渫の前後を比較することができる『木津川口水尾形并堤石波戸龜絵図』(図 4)である。完成後の絵図の書き込みによると、堤長 582 間半(高さ 1 間 4 尺、馬踏 2 間 4 尺、根敷 2 間)、石垣堤長 227 間(高さ 2 間 1 尺、馬踏 5 間、根敷 9 間)、波戸長 65 間(高さ 2 間 2 尺、馬踏 5 間、根敷 9 間)、右三口都合長さ 874 間半とある。1 間は 6 尺で、1 間の長さは約 1.818 メートルであるから、長さは約 1,590 メートルにも達する長い堤である。なお、馬踏とは堤の上を人や馬などが通るように平らにした部分、根敷とは基礎の部分である。

完成前（図4） 完成前・完成後いずれも『木津川口水尾形并堤石波戸龜絵図』より複製



完成後



### 3. 木津川灯台ができるまで

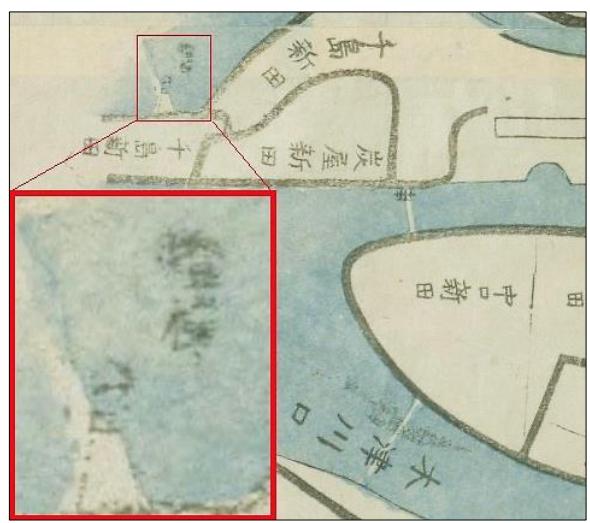
#### 3.1 近世の木津川口における灯標

明治初期までの文献では灯台よりも灯明台と書く文献が多い。まず、「灯明台」という言葉自体の説明が必要である。2012(平成 24)年刊の『大辞泉』(7)によると「とうみよう - だい【灯明台】〔トウミヤウ - 〕[1]灯明をのせる台。[2]灯台[2]に同じ。」とある。[1]の「灯明」について同様に調べると「とう - みよう【灯明】〔 - ミヤウ〕神仏に供えるともしび。昔は油を、今はろうそくなどを用いる。みあかし。」とある。

ちなみに灯台の項では、「とう - だい【灯台】[1]昔の室内照明器具。上に油皿をのせ、灯心を立てて火をともす木製の台。切り灯台・結び灯台など。[2]航路標識の一。港口・岬・島など航路の要衝に築き、主に灯光を用いて、航行中の船舶にその所在などを明示する塔状の施設。灯明台。」とある。もともとは、室内で使用されていた器具が、野外で使用できるものに変わり、近世には社寺での灯明台(いわゆる常夜灯)が灯台の役割を果たしていたことから、[1]の意味「灯明の台」を、夜間や悪天候でも入港ができるように港の入口に配置することにより、[2]の意味「灯台」が派生したのだろう。

では近世の大坂湾にはどのような灯台が存在したのだろうか。旧堺港灯台を建築する際に提出した由来文書が『堺市史』第 6 卷の「117 堀港燈臺起原沿革書」(8)として掲載されている。それによると、堺ではすでに 1689(元禄 2)年に灯台堂の名称で灯台を建築しており、「元禄二年六月堺奉行佐久間丹後守在勤中堺市街萬間屋米間屋魚間屋木間屋等ヨリ航海者之辨利ヲ議リ請願シ集銀ヲ以築造被仰付初テ建築ス」とある。また、運営経費については「五分ハ諸問屋中へ賦課」、残りの「五分ハ諸廻船持へ賦課」とあり、商品を仕入れる商人と商品を運ぶ者とで分担している。後に指摘するように木津川灯台でも諸問屋や船所有者からの寄附を受けている。

次に近世の木津川灯台についての先行研究である「大坂の灯明台」(9)を見ると、1806(文化 3)年に刊行された『増修改正摂州大阪地図』(図 5)には、「燈樓」と書かれた木津川口の高灯籠は「木津川の右岸にある千島新田」にあると記述しており、近世には明治に新造された木津川灯台の対岸に存在していたことがわかる。同地図には同じ形状の「燈樓」が安治川口の石田新田にも記されており、両川口で頻繁に船舶



(図 5) 『増修改正摂州大阪地図』 国立国会図書館デジタルコレクションより引用 部分

の出入りがあったことを物語っている。

### 3.2 全国の幕末維新期の灯台建築

1864(元治元)年、英國が仏、蘭、米に呼びかけて連合艦隊を組み、前年の下関での外國船砲撃事件の報復攻撃を実行する。長州藩は徹底的に砲撃され完敗した。いわゆる四国艦隊下関砲撃事件である。その結果、幕府が責任をとらされ、列強 4 国に対して膨大な賠償金を支払うことになる。1866(慶応 2)年に米、英、仏、蘭の 4ヶ国と交わした「改税約書」では、この賠償金の減免を条件に、日本にとって不利な輸入関税に加え、「第十一條 日本政府は外國交易の爲め開きたる各港最寄船々の出入安全のため燈明臺浮木瀬印木を備ふへし」(10)とあり、外國船の航行に必要な灯台を造ることになった。これが 1869(明治 2)年に初点灯する観音崎灯台などの日本の西洋風灯台設置の発端とされている。また、1867(慶応 3)年には大坂条約(大坂約定とも)を結び神戸開港に備え、和田岬や江崎(明石海峡の淡路島側)、苦(友)ヶ島(紀淡海峡)および関門海峡に灯台を建築することを決める。

1868(明治元)年、着任早々のお雇い外国人 R・H・プラントンらは、瀬戸内海の「紀伊國苦ヶ島其他七ヶ所攝津國天保山和田岬長門國六連島淡路國江崎讚岐國鍋島伊豫國釣島豊前國部崎燈臺建設ノ地位ヲ測量」(11)した。その後、民部省(12)と兵部省が 1870(明治 3)年 8 月 10 日と 13 日に天保山灯台も追加して灯台建築による支障の有無を確認して進めた(13)結果、天保山灯台は大坂条約で定められた灯台とほぼ同時期に、明治政府の官製灯台として 1871(明治 4)年 4 月から仮灯明を設置、運用開始前日に仮灯明を廃止し、1872(明治 5)年 8 月 29 日から正式に運用が開始された(14)。これまで大阪を支えてきた 2 つの河口のうち、安治川口の天保山灯台だけが認められ、木津川口への灯台建築が後塵を拝すこととなったのである。

なお、旧堺港灯台は 1877(明治 10)年 9 月 15 日に点灯開始している。こちらについての詳細は「旧堺港灯台築造時の復元と沿革」(15)等の先行研究をご覧いただきたい。

また、木津川口に関連する資料として大阪府公文書館所蔵の『規則録 明治 3 年庚午閏 10 月』所収「安治川木津川改所向側へ燈籠取立の計画」(16)があるが、記述の「硝子燈籠」は西洋式灯台ではなく、いわゆる小規模な常夜灯に近いものを指すと考えられるので灯台建築との関わりがある可能性は低い。詳細は参考文献・注記にあげておく。

### 3.3 建築計画から運用開始まで

木津川灯台の建築計画がどのような時期に始まったかを示す資料や、誰にむけて寄附が呼びかけられたのかが分かる資料、趣意書や寄附願等を見つけることはできなかった。ここでは、それ以外の資料から読み取っていくこととした。次章で詳細について述べる『木津川口灯台建築ニ付寄附金請取券割印帳』(以下、「割印帳」という)の表紙(別掲翻刻に写真あり)にあるとおり、少なくとも「明治十年第七月」には建築にむけて寄附金集めがはじまっていることから、また 1877(明治 10)年 6 月 30 日の『大坂日報』(17)には近日のうちに建築工事に着手するとの記事もあり、遅くとも同年 7 月までには建築計画は動き出していると思われる。それ以外の資料も含めて時系列で掲載する(表 1)。年月日の項目は灯台に関するできごとは当日の日付、新聞等の発行資料の場合は刊行された日付とした。

(表 1) 灯台建築から運用開始までの動き

年	月	日	内 容(筆者が要約) 参考文献部分に翻刻あり	文献
1877(明治 10)	6	30	近日のうち建築着手	(17)
	7		「割印帳」への記入はじまる	別掲翻刻
	7~8		大阪府職員が工部省職員と協議。工部省職員が位置、形状等を指画(明治丸巡検の現況報告)	(18)
1878(明治 11)	1	6	同年 1 月 1 日に点灯予定だったが延期? 大阪城付近の軽気球打ち上げの情報と混同?	(19)
		20	灯明器は、有志が 600 円で英國に注文するが未着。19 日に横浜の灯台局より取寄せた灯明器が府庁に到着し、3 月 1 日に試験点灯する予定	(20) (21)
	3	21	明治丸の巡回員上陸し、灯台の位置を測定、灯塔据設工事のためウイリアム・シンプキンス滞在	(22)
		22	ウイリアム・シンプキンス本船の停泊する神戸に戻る	
		23	試験点灯し光達力を測定(3/21-23 いずれも明治丸巡検の現況報告)	
	4	26	金澤卯右衛門のほか数名有志の者が木津川口に建築した灯台は、5 月 10 日の夜から日没より日出まで第六等の不動赤色灯を示す。灯台は煉火、石製で、黑白の横段の帶模様。	(23)
		27	同上	(24)
	5	5	木津川灯台の開業式が行われる	(25) (26) (27)
		7	5 日の開業式の詳報	(28) (29) (30)
		10	木津川灯台運用開始	(23)他

以上の文献からは、1877(明治 10)年 7 月から 8 月にかけての明治丸の巡回記録『記録材料・工部省第三回年報下』(18)で「縣官ニテ建築保存ス可キ灯明ヲ設置ノ<sup>こと</sup>ア我輩へ談判ノ為メ大阪府ノ官員出会セリ協議シテ其位置形状等ヲ指画シタリ」という記録から大阪府は建築前から工部省灯台局と協議調整していた。また、「金澤卯右衛門外数名有志ノ者」が発起人となり、イギリスへ 600 円で灯光器

の輸入手続きをし、1878(明治 11)年 1 月に灯明器の輸入が遅れて「横浜灯台局より」一時取寄せて借りた灯明器が府庁に到着。同年 3 月 1 日に試験点灯の予定があり、3 月 23 日には灯台局職員が試験点灯し、同 5 月 5 日には盛大な落成(開業)式を実施した。5 月 10 日から灯台としての使用を開始したことがわかる。

#### 4. 木津川灯台の建築

##### 4.1 「割印帳」について

この研究の本題である木津川灯台の建築にかかる寄附者から受け取った寄附金を号数、名前(同業組合名等)、金額、周旋(取次)人、および寄附者によっては住所(町丁や略称)を記入している名簿である。基本的には 1 名ごとに金澤卯右衛門の請取券(領収書)との割印、確認用の合印、済印が押印されている。詳細は、別稿の「翻刻『木津川口灯台建築ニ付寄附金請取券割印帳 明治十年第七月』」を確認いただきたい。

##### 4.2 寄附者の住所

「割印帳」の寄附者のうち住所が記入されている者、および記入のない者のうち『大阪経済史料集成』第 7 卷～第 9 卷に所収されている「大阪商工業組合規約集」等の資料で住所が判明した者を町丁別にまとめたものが(表 2)である。なお、調査に利用した資料は、次の職業調査と合わせて参考文献・注記の末尾に掲載した。

注) • 金額欄は、円を 1 の位に、小数点以下錢、厘、毛、1 厘 = 2 厘 5 毛として換算した

• 手船=持船は持ち主の寄附として扱い人数は加算しない

• 大区小区、町名のみで記入していても町丁が判明したものは各町丁別に計上した

• 連名のものは人数で割ってそれぞれの住所に振り分けた

ただし、割り切れないものは 1 毛の単位で誰かが多くなるなど誤差が生じている

• 「割印帳」に記入の寄附金額の合算と周旋(取次)人の合計金額が合致しない部分は次の通り

○第 250 号-第 280 号の金額、(実際)60 円 50 錢、(取次記入計)60 円 (実際で計算)

○第 581 号-第 596 号の人数、(実際)16 名、(取次記入計)17 名 (実際で計算)

○第 658 号-第 774 号の合計、(実際)62 円 4 錢 5 厘、(取次記入計)62 円 5 錢 (実際で計算)

• 同一人物が複数回寄附した場合も、延べ人数としてそのまま複数回計算した

ただし、同業組合等として寄附した場合は団体等の数とし、個人の人数には入れない

- ・1人の名前で寄附をしていても実際は複数人から取り次いだものもあり、代表者としての寄附者と見られる場合もあるが表記のままとした
- ・「割印帳」で「金未納」の表記がある部分も支払いがあったとして計上した(職業調査とも)
- ・「割印帳」記載の住所が誤記と分かった場合は正しい住所に盛り込んだ

(表2) 町丁別寄附者人数、金額

	町	寄附人数(人)	寄附金額(円)	丁目など	寄附人数(人)	寄附金額(円)
西区	安治川※1	1	0.25	安治川南通三丁目	1	0.25
				阿波座一番町	1	1
				阿波座二番町	1	1
				阿波座上通一丁目	4	7.5
				阿波座上通二丁目	2	2
				阿波座上通三丁目	3	12.7778
				阿波座中通一丁目	3	2.5
				阿波座下通一丁目	5	2.5
				阿波座下通二丁目	2	1.25
				阿波堀通一丁目	1	1
				阿波堀通二丁目	3	20.25
				阿波堀通三丁目	5	15.5
				阿波堀通五丁目	1	0.2
				阿波堀裏町	2	2
	立壳堀	40	165.6	立壳堀北通一丁目	5	4.5
				立壳堀北通二丁目	4	4.2
				立壳堀北通三丁目	5	3.75
				立壳堀北通五丁目	5	63.5
				立壳堀北通六丁目	7	54.7
				立壳堀南通一丁目	3	2.2
				立壳堀南通二丁目	1	10
				立壳堀南通三丁目	1	2
				立壳堀南通四丁目	3	5.75
				立壳堀南通五丁目	2	1
				立壳堀南通六丁目	3	12
				立壳堀裏町	1	2
	勒	64	538.8277	勒上通二丁目	5	90.25
				勒上通三丁目	8	83
				勒下通一丁目	1	2.7777
				勒北通一丁目	1	5
				勒北通二丁目	3	21
				勒北通三丁目	7	47.5
				勒北通四丁目	3	145
				勒中通一丁目	2	6.6
				勒中通二丁目	6	5.7
				勒中通三丁目	8	24
				勒南通二丁目	4	45
				勒南通三丁目	2	16
				勒南通四丁目	5	14
				勒南通五丁目	9	33
	江戸堀	19	35.5333	江戸堀上通一丁目	3	3.5833

西区	江 戸 堀	(前頁記載)	(前頁記載)	江戸堀上通二丁目	1	0.25
				江戸堀下通一丁目	1	0.5
				江戸堀北通一丁目	1	5
				江戸堀北通二丁目	2	3.5
				江戸堀北通三丁目	1	1
				江戸堀北通五丁目	2	2.25
				江戸堀南通一丁目	4	3.25
				江戸堀南通二丁目	2	6
				江戸堀南通四丁目	1	10
				江戸堀南通五丁目	1	0.2
	江之子島	2	1	江之子島	2	1
	北 堀 江	130	607.025	北堀江通一丁目	8	38.5
				北堀江通二丁目	6	26.8
				北堀江通三丁目	7	24.375
				北堀江通四丁目	11	76.25
				北堀江通五丁目	8	56
				北堀江通六丁目	10	36.5
				北堀江一番町	10	51.5
				北堀江二番町	11	64.75
				北堀江三番町	19	123.5
				北堀江裏通一丁目	1	10
				北堀江裏通二丁目	1	1.5
				北堀江上通一丁目	3	10.5
				北堀江上通三丁目	6	1.2875
				北堀江上通四丁目	1	10
				北堀江下通一丁目	4	19
				北堀江下通三丁目	8	10.5625
				北堀江下通四丁目	5	10.875
				北堀江下通五丁目	5	6.125
				北堀江下通六丁目	6	29
	京 町 堀	18	26.75	京町堀通一丁目	3	6.25
				京町堀通二丁目	4	2.75
				京町堀通四丁目	2	10.5
				京町堀上通一丁目	7	6.75
				京町堀上通二丁目	1	0.25
				京町堀北通三丁目	1	0.25
	薩 摩 堀	6	39	薩摩堀北之町	2	25
				薩摩堀東之町	1	1
				薩摩堀南之町	3	13
	新 町	40	92.3508	新町(丁目不明)	28	80.073
				新町通一丁目	1	1
				新町通二丁目	2	1.25
				新町通五丁目	1	0.5
				新町通六丁目	1	1
				新町北通二丁目	2	1.25
				新町南通一丁目	2	1
				新町南通四丁目	2	4.7778
				新町南通六丁目	1	1.5
	土 佐 堀	13	35.2167	土佐堀通一丁目	5	16.8834
				土佐堀通二丁目	2	2.8333
				土佐堀通三丁目	2	1.5
				土佐堀通五丁目	1	0.5

西区	土 佐 堀	(前頁記載)	(前頁記載)	土佐堀裏町	3	13. 5
	西道頓堀	10	17	西道頓堀通二丁目	2	1. 5
				西道頓堀通三丁目	1	0. 5
				西道頓堀通四丁目	2	1. 5
				西道頓堀通五丁目	2	2
				西道頓堀通六丁目	3	11. 5
	西 長 堀	47	157. 4	西長堀北通一丁目	7	10. 425
				西長堀北通二丁目	12	56. 425
				西長堀北通三丁目	8	19. 05
				西長堀北通四丁目	3	11. 75
				西長堀北通五丁目	1	10
				西長堀南通一丁目	1	3
				西長堀南通二丁目	6	12. 75
				西長堀南通三丁目	4	19
				西長堀南通四丁目	4	11
				西長堀南通五丁目	1	4
本 田	1	1		本田通三丁目	1	1
松 嶋	12	7. 15		松嶋町二丁目	12	7. 15
南 堀 江	65	243		南堀江通一丁目	3	6
				南堀江通二丁目	5	4. 125
				南堀江通三丁目	14	48. 4375
				南堀江通四丁目	3	19
				南堀江通五丁目	10	60
				南堀江通六丁目	6	34
				南堀江一番町	1	1
				南堀江二番町	3	2. 7
				南堀江三番町	12	9. 425
				南堀江上通四丁目	2	5. 25
				南堀江上通五丁目	4	52
				南堀江下通二丁目	1	0. 0625
				南堀江下通三丁目	1	1
3 大 9 小※2	13	7. 095		第3大区第9小区	13	7. 095
	514	2043. 6763			514	2043. 6763

※1 安治川南(安治川南岸)は現西区、港区に分かれるが統計では現西区としている。

※2 第3大区第9小区(「割印帳」中は「3大9小」と記述)は、幸町通を含むが、町丁不明の者は現西区に含めている。

#### 現大阪市のうち現西区以外

現行政区分	寄附人数(人)	寄附金額(円)
中央区(旧東区)	51	126. 9389
中央区(旧南区)	32	72. 125
浪速区 ※3	74	66. 875
大正区	45	20. 675
北区	16	16. 8
此花区	1	0. 2
大阪市内合計	219	303. 6139

※3 幸町通(道頓堀川南岸)は当時西(第三大)区だが、現在の行政区分に合わせて浪速区に含めている。

現大阪市以外

	国/県	寄附人数(人)	寄附金額(円)	町村	寄附人数(人)	寄附金額(円)
他 県	堺県下	9	35.5		9	35.5
	越後国	1	1	新発田	1	1
	能登国	2	2	鈎地村	2	2
	加州	2	33.4	瀬越村	2	33.4
	越前/石川県越前国	3	82	吉崎	1	7
				河野浦	2	75
				西之宮	1	3
				今津	1	3
	兵庫県下	14	16.48	尼ヶ崎	1	3
				明石	8	3.98
				沼島浦	3	3.5
	和歌山県下	1	1	日高郡御坊	1	1
	他県合計	32	171.38	他県合計	32	171.38

団体

	名称	寄附回数(回)	金額(円)
同業組合・団体等	炭問屋中	1	100
	塩魚干魚鰹節問屋仲買商役人衆中	1	100
	魚問屋中	2	150
	鉄商中	1	50
	貿易商社中	1	20
	各鳥商社	1	4
	塩魚問屋中	4	30
	木津川二十三浜上荷中	1	10
	生魚仲買	1	20
	材木仲買中	1	60
同業組合・団体等 合計		14	544

不明

	寄附人数(人)	寄附金額(円)
不 明	116	107.0527

合計

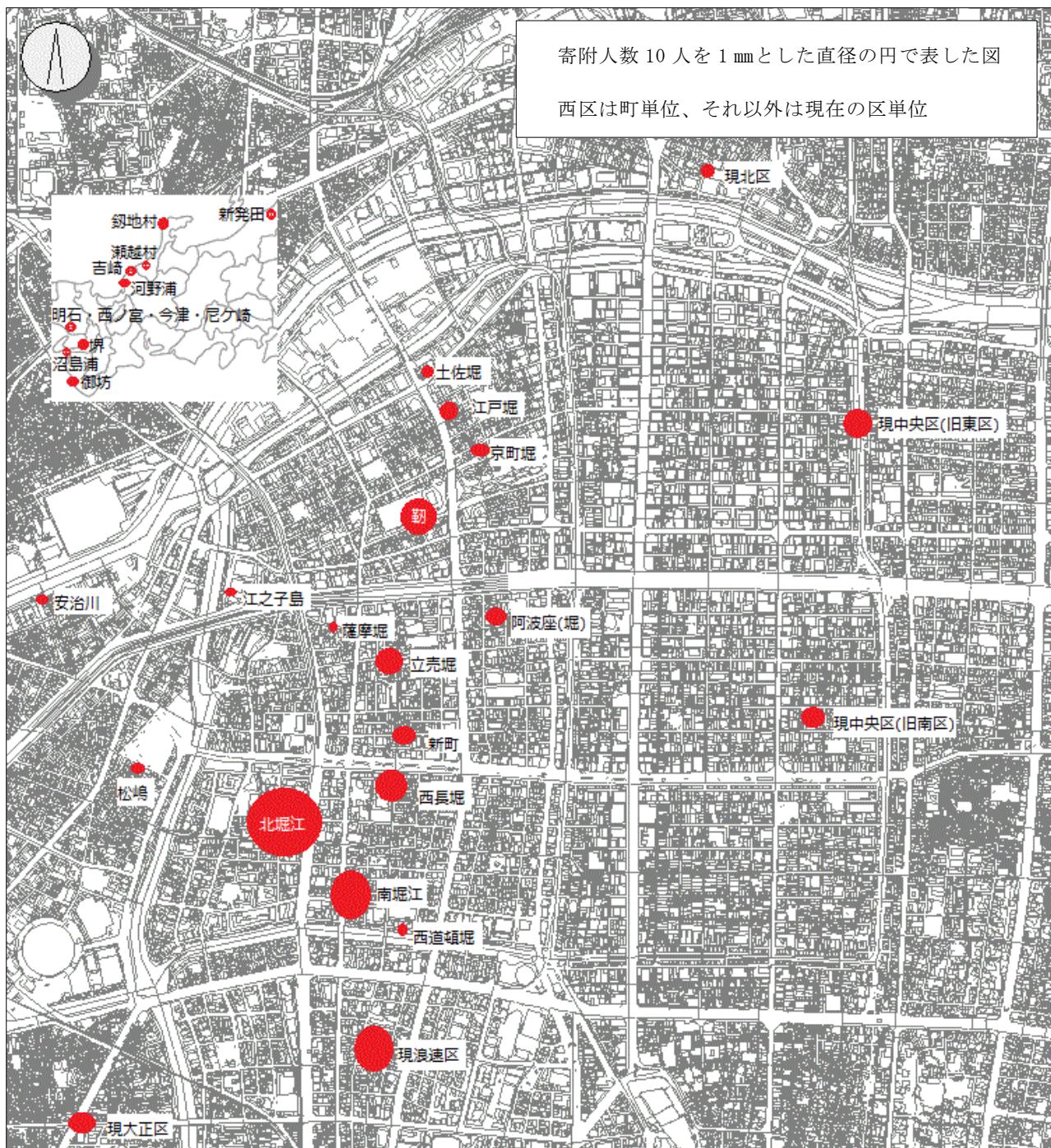
	寄附人数(人)	寄附金額(円)
総 計	895	3169.7229

翻刻し、寄附者の住所を分析して分かったこと（次の人数は全体の約 895 人から同業組合・団体数 14 を引いた 881 人、金額は合計から団体の 544 円を引いた 2,625 円 72 銭 2 厘 9 毛から割合を算出している）

- ・住所を調査できなかった者は、人数 116 人(約 13.2%)、金額は 107 円 5 銭 2 厘 7 毛(約 4.1%)
- ・現大阪市西区の占める人数は 514 人(約 58.3%)、金額 2,043 円 67 銭 6 厘 3 毛(約 77.8%)
- ・個人からの寄附者の最大は 100 円で灯台建築の発起人で中心となった金澤卯右衛門、最小は 3 銭
- ・木津川灯台を建築するために最も遠くは越後国(現新潟県)新発田から寄附があった
- ・3 大 9 小は第 3 大区第 9 小区のことで、南堀江通 5・6 丁目、南堀江上通 5 丁目、南堀江下通 5 丁目、西道頓堀通 5・6 丁目、南堀江 1・2・3 番町、幸通 4・5 丁目が該当する(31)。

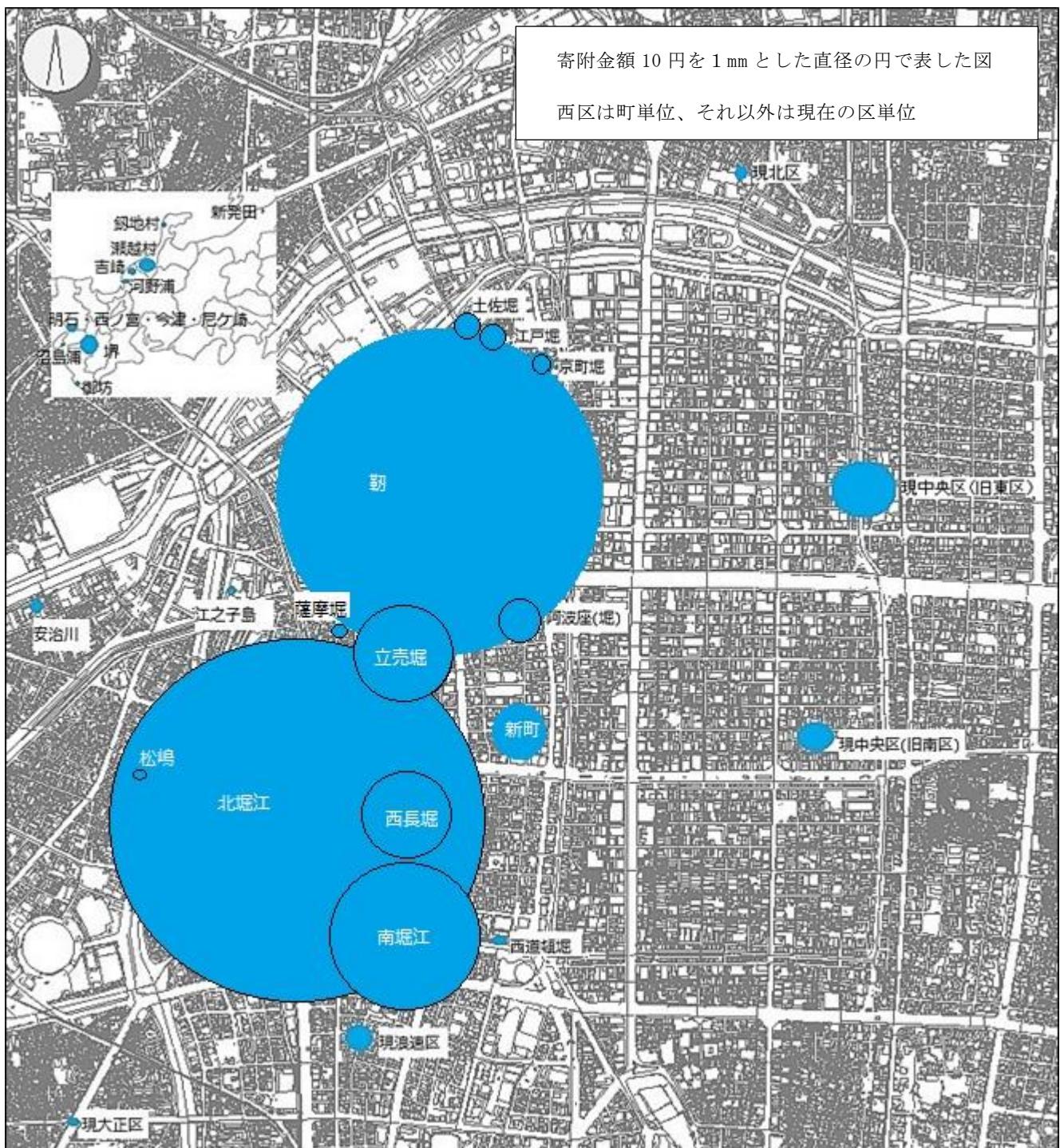
これらの結果を、地図に落とし込んだのが、寄附者地域別人数分布図(図6)、寄附者地域別金額分布図(図7)である。なお、同業者組合等団体からの寄附はいずれの図にも含んでいない。いずれの図もマップナビおおさかより複製し筆者が必要な情報を記入したものである。

(図6) 寄附者地域別人数分布図



- ・人数では現西区(北堀江、南堀江、鞠)からの寄附が多い ただし、土佐堀、江戸堀、京町堀など安治川、土佐堀川に近い町丁では少ない

(図 7) 寄附者地域別金額分布図



- ・北堀江、勒からの寄附金額が非常に多く、次いで南堀江、立壳堀、西長堀と続く
- ・現大正区、浪速区からは人数のわりに寄附金額は多くない

#### 4.3 寄附者の職業

次に寄附者の職業について分析してみた結果をここでは人数順(表 3)と金額順(表 4)で、どちらかが上位 12 業種までに該当する職業について記入している。比較するためグラフ(図 8)も作成した。なお、ここでは同業組合等の団体の寄附は数値に反映している。

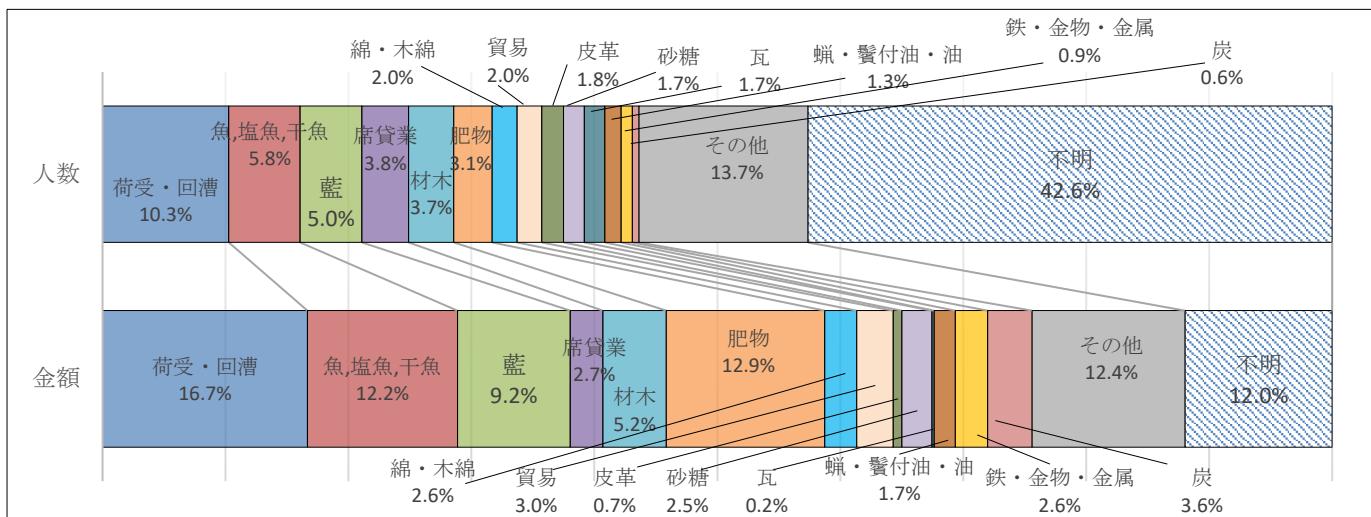
(表3) 職業別寄附人数と割合(上位12項目)

	職業	人数	%
1	荷受・回漕	92	10.3%
2	魚・塩魚・干魚 ・鰹節・海苔	52	5.8%
3	藍	45	5.0%
4	席貸業	34	3.8%
5	材木	33	3.7%
6	肥物	28	3.1%
7	綿・木綿	18	2.0%
8	貿易	18	2.0%
9	皮革	16	1.8%
10	砂糖	15	1.7%
11	瓦	15	1.7%
12	蝦・鬚付油・油	12	1.3%
13	鉄・金物・金属	8	0.9%
23	炭	5	0.6%
	その他	123	13.7%
	不明	382	42.6%
	合計	896	100.0%

(表4) 職業別寄附金額と割合(上位12項目)

	職業	金額(円)	%
1	荷受・回漕	528.2472	16.7%
2	肥物	408.45	12.9%
3	魚・塩魚・干魚 ・鰹節・海苔	386.5799	12.2%
4	藍	290.75	9.2%
5	材木	163.9	5.2%
6	炭	114.5	3.6%
7	貿易	94	3.0%
8	席貸業	84.073	2.7%
9	鉄・金物・金属	83.5	2.6%
10	綿・木綿	82	2.6%
11	砂糖	77.75	2.5%
12	蝦・鬚付油・油	54.7778	1.7%
19	皮革	22.05	0.7%
34	瓦	5.6	0.2%
	その他	394.2388	12.4%
	不明	379.3062	12.0%
	合計	3169.7229	100.0%

(図8) 寄附者職業別割合グラフ(人数と金額比較)



職業別の人数の上位をみると、荷受や回漕業、海産物商、主に徳島から運ばれる藍を扱う藍商、北海道からの魚を扱う肥物商、海から材木を運び込む材木商、貿易商、などが上位を占めている。天下の台所と言われた近世の大坂。そこまで全国から荷が運ばれてくるのは船による物流で、北海道から鰯や昆布を運ぶ北前船、江戸へ木綿、酒、薬種などを運ぶ菱垣廻船などの諸国廻船が行き交う場所であった。そのうち北前船と木津川の関係が深いことが先行研究で分かっている。ここでは、簡潔にまとめられた「大坂と北前船」(32)から引用して北前船の1年間の動きを見てみることにする。

- ・春先(2月末～3月初め)に北陸から大坂へ来て、船の点検を行い、出航の準備をする。
- ・大坂を4月前後に出発し、瀬戸内の各地で特産品を買積みする。
- ・日本海を北上中、各地の港で物資を販売し、鯨の漁期が始まる頃に北海道に到着する。そこでひと夏を過ごす。
- ・8月中に北海道を出帆し、積荷を沿岸沿いの港で売りさばき、初冬に大坂へ戻る。船仕舞いをして故郷(北陸)へ帰り、正月を迎えた。」

船仕舞いをした船は、

「木津川で越年した。船舶を長期間にわたって海水に係留しておくと船食虫(二枚貝…一部省略…)が木造船や木杭に付着し、内部に侵入して木材を損傷した。それを回避するために北前船は淡水の木津川沿岸に係留された。」

ここまで見てきたように、日本海側の遠く新潟県からも寄附があるのは、木津川が北前船との関係が深かったからと考えられる。

寄附人数が多かった町の職業の特徴を見てみると、最も寄附者が多かった北堀江 130 名で特徴的な職業は、藍商 18 名(寄附者の全藍商のうち 40%)、荷受・回漕業 14 名(寄附者の全荷受・回漕業のうち約 15%)。次に多い南堀江 65 名では、荷受・回漕業 16 名(寄附者の全荷受・回漕業のうち約 17%)、藍商 13 名(寄附者の全藍商のうち 29%)。鞠 64 名では、魚・塩魚・干魚・鰹節・海苔業が 23 名(寄附者の全魚・塩魚・干魚・鰹節・海苔業のうち約 44%)、肥物商 24 名(寄附者の全肥物商のうち約 86%)であった。

次に文献から職業について見てみよう。『南北堀江誌』(33)の第三章「堀江の商工」に、堀江で盛んな産業についての記述があり、概論として蔵屋敷、諸国問屋と北国問屋、各論として掲載順に、藍、材木、家具、薪炭、砂糖、酒造、銅吹、船具、綿、満鮮貿易、金融機関、諸会社、其他の記述がある。

また『鞠の歴史』(34)の第五章「鞠の塩干魚商と肥物商」および第七章「鞠海産物市場と諸商業組合」に、鞠の主要産業である海産物商や肥物商の由来と明治期の状況が書かれている。

木津川灯台の建築にあたり、南北堀江、鞠の木津川の水運を利用する商人たちが人数・金額からも多く寄附したことが明らかになった。

#### 4.4 「割印帳」の記入日と寄附周旋(取次)人

次に「割印帳」に記入された日付に着目したのが次の表である。日付が記入された号数と繰り返し記号で連続して記述する号数までを号数順に配列した結果を(表5)として次に記す。

(表5) 割印帳の記入日と周旋人名一覧

明治 年	月 日	号数	日付のある丁	周旋人名
1	7月 20日	1	二丁表	杉谷(請取印による)
2	7月 31日	2	二丁表	戸田(押印による)
3	なし	3-94	なし	矢辺清兵衛
4	10月 24日	95-99	十七丁裏	
5	10月 31日	100-107	十八丁裏	赤松氏
6	11月 26日	108-114	二十丁表	丸須武助
7	10月 30日	115	二十一丁表	
8	10月 31日	116	二十一丁表	
9	12月 19日	117	二十一丁裏	
10	10月 25日	118-147	二十一丁裏	合坂五兵衛 榎並仙太郎
11	10月 31日	148-154	二十六丁裏	赤松氏
12	11月 5日	155-193	二十七丁裏	榎本仙太郎 安田弥三吉
13	11月 10日	194	三十四丁表	
14	なし	195	なし	
15	3月 16日	196-200	三十四丁裏	丸須
16	12月 21日	201	三十五丁裏	
17	12月 31日	202	三十五丁裏	
18	12月 21日	203	三十五丁裏	
19	12月 15日	204-218	三十六丁表	岡本氏
20	12月 31日	219-224	三十八丁裏	
21	12月 31日	225	三十九丁裏	
22	12月 24日	226	三十九丁裏	
23	なし	227	なし	
24	12月 24日	228-229	四十丁表	
25	なし	230	なし	
23	11	4月 12日	231	四十丁裏
26		12月 24日	232-237	四十丁裏
27		なし	238	四十一丁裏
28		12月 24日	239	四十一丁裏
29		12月 31日	240-241	四十二丁表
30		12月 20日	242	四十二丁表
31		12月 21日	243-249	四十二丁裏
32		7月 22日	250	四十三丁裏
33		なし	251	なし
34		8月 21日	252	四十四丁表
35		なし	253	なし
36		8月 6日	254	四十四丁表
37		8月 13日	255-257	四十四丁裏
38		8月 21日	258	四十五丁表
39		8月 6日	259	四十五丁表
40		8月 13日	260	四十五丁表
41		8月 13日	261-263	四十五丁裏

荷受問屋内  
岸田市右衛門

	明治 年	月 日	号数	日付のある丁	周旋人名
42		8月21日	264	四十六丁表	
43		なし	265-267	なし	
44		8月21日	268-271	四十六丁裏	
45		8月6日	272	四十七丁表	
46		8月6日	273-274	四十七丁裏	
47		8月13日	275	四十七丁裏	
48		8月6日	276	四十八丁表	
49		8月6日	277	四十八丁表	
50		なし	278	なし	
51		8月6日	279	四十八丁裏	
52		8月21日	280	四十八丁裏	
53	11	1月11日	281-291	四十八丁裏	岡本氏
54		12月24日	292-309	五十丁裏	村松氏
55		2月22日	310-333	五十三丁裏	新井氏
56		12月30日	334	五十七丁裏	
57		1月21日	335	五十七丁裏	
58		12月27日	336	五十八丁表	
59		12月30日	337	五十八丁表	
60		1月21日	338	五十八丁表	
61		1月28日	339-369	五十八丁裏	村松氏
62		1月31日	370	六十三丁裏	
63		2月8日	371	六十三丁裏	
64		3月18日	372-393	六十四丁表	
65		3月18日	394-448	六十七丁裏	
66		3月21日	449-470	七十六丁裏	稻本氏
67		3月19日	471-547	八十丁裏	富岡 小川
68		4月8日	548	九十三丁表	
69		4月8日	549	九十三丁裏	
70		4月30日	550-564	九十三丁裏	岡本
71		5月1日	565	九十六丁表	
72	12	6月7日	566	九十六丁表	
73	12	6月7日	567-568	九十六丁裏	
74	12	6月7日	569	九十六丁裏	
75		5月9日	570	九十七丁表	
76		7月13日	571-580	九十七丁表	丸須
77		4月24日	(581)	九十八丁裏	(谷崎・丸須)
78		4月24日	581-596	九十八丁裏	谷崎
79		5月2日	597	百一丁裏	
80		5月6日	598-601	百一丁裏	本岡
81		5月10日	602	百二丁表	村松
82		5月13日	603-604	百二丁裏	杉谷
83		6月27日	605-606	百二丁裏	岡本
84		5月30日	607	百三丁表	
85		5月30日	608-617	百三丁表	ただし、608-616 驚池取次 617 阪上新次郎取次
86		9月30日	618	百五丁表	戸田
87		5月31日	619-623	百五丁表	赤松
88		5月31日	624-625	百六丁表	岡本
89		9月30日	626-634	百六丁表	竹内 戸田
90		6月4日	635-636	百七丁裏	
91	12	5月7日	637	百八丁表	

	明治 年	月 日	号数	日付のある丁	周旋人名
92	12	5月17日	638	百八丁表	
93		なし	639-657	なし	
94		5月10日	658-774	百十一丁裏	濱田善次郎 新保惣次郎
95		6月28日	775	百三十一丁表	
96		10月23日	776	百三十一丁表	上杉
97		7月10日	777-781	百三十一丁裏	戸田
98		7月3日	782-783	百三十二丁表	
99		7月5日	784	百三十二丁裏	小山
100		7月22日	785-793	百三十二丁裏	岸田市右衛門
101		7月26日	794-797	百三十四丁表	赤松氏
102		8月6日	798-805	百三十五丁表	
103		8月13日	806	百三十六丁表	
104		8月17日	807-811	百三十六丁裏	
105		8月21日	812	百三十七丁表	
106		10月23日	813	百三十七丁裏	
107		9月30日	814-841	百三十七丁裏	
108		12月17日	842	百四十二丁表	池内・濱田
109	12	3月8日	843	百四十二丁裏	池内
110		12月24日	844-857	百四十二丁裏	平野
111	12	6月7日	858	百四十五丁表	
112	12	9月19日	859-869	百四十五丁表	北尾氏
113	12	11月20日	870-879	百四十七丁表	北尾氏
114	13	8月6日	880-893	百四十八丁裏	北尾氏

注)581号は六円のうち、三円を581号から596号までを周旋した谷崎が、残りの三円を丸須が周旋している。

以上、掲載順に配列したが、見てのとおり時系列で記入されていない。年数を表記している部分について、少なくとも1877(明治10)年7月以降の記入になるため1~6月の表記があるものは1878(明治11)年以降だが、「11」年と明確に記述があるのは1か所だけである。記述のある最終年月日は、1880(明治13)年8月6日であるので、灯台を建築した1878(明治11)年5月以降にも寄附を受けていたことがわかった。

さて、ここまで「割印帳」の調査をしてきたが、こちらは寄附をとりまとめた側の資料である。一方、寄附をした側の資料としては、『大阪雑喉場魚問屋史料』に所収の神平(神崎屋平九郎)商店関係史料のうち「明治七(一八七四)年「贈物控」(抄)」(35)があり、ここでは次のように記している。

「十一年

…中略…

五月五日

一 金拾円

右木津川口灯台新築二付、世話懸モ命令ニ付寄附ス」

神平(神崎屋平九郎)は鷺池平九郎のこと、608 号兵庫県下第一大区一小区 播磨国明石東魚町隅谷六兵衛から 616 号の淡路国沼島浦魚谷卯兵衛までを取次した人物で、雑魚場の中心人物であった。鷺池個人名での寄附はないが、「世話懸モ命令ニ付」とあることから「5月 30 日付の 50 円 魚問屋商」として同業組合から寄附したものと考えられる。

次に、重複して名前が掲載されているものについて(表 6)に記しておく、期日の違う寄附を複数回実施しているということは、複数回の寄附依頼があったか、もしくは長期間にわたる寄附の要請があったことが考えられる。

(表 6) 複数回の寄附をした者

最初の掲載号 (年.月.日)	2回目の掲載号 (年.月.日)	名前	職業	居所
111(?.11.26)	813(?.10.23)	扇与兵衛	綿	本町通三丁目
250(?.7.22)同日か	785(?.7.22)手舡	栖原幸吉	荷受	南堀江通五丁目
262(?.8.13)	766(?.5.10)	久保勘三郎	荷受	南堀江二番町
272(?.8.6)	398(?.3.18)	江川六兵衛	魚	鞠中通三丁目
278(不明)	387(?.3.18)	吉村清次郎	荷受	西道頓堀通二丁目
323(?.2.20)	888(13.8.6)	荒谷新助		
349(?.1.28)	528(?.3.19)	堀田清右衛門	席貸	新町北通二丁目
396(?.3.18)同日か	433(?.3.18)	水野市三郎	塩魚	鞠中通一丁目
429(?.3.18)	744(?.5.10)	深津民三郎		寺嶋
491(?.3.19)	711(?.5.10)	北村作蔵	材木	三軒家村
503(?.3.19)	760(?.5.10)	村尾源七	荷受	南堀江三番町
590(?.4.24)	811(?.8.17)	橋本為助	荷受	薩摩堀南ノ町
639(不明)	668(?.5.10)	白藤嘉助	肥物	鞠上通二丁目
664(?.5.10)	804(?.8.6)	岡崎栄次郎	荷受	博労町二丁目

最後に、周旋(取次)人の役職について見てみよう。発起人(金澤卯右衛門ら)から灯台建築に関する意思を周旋人に伝達して寄附を集めたとすると、誰を周旋人にする(もしくは結果として周旋人になった)かが重要であろう。ここでは、(表 5)から周旋(取次)人の項目を抽出し、周旋(取次)人の人物像をまとめてみた。「職業及び役職」のうち「商法会議所議員」は『大阪経済史料集成』第 8 卷の宮本又次「各種組合規約集の解説(中)」に所収の「大阪商員録 役員ノ部」(36)に商法会議所議員として掲載されている者を★印で記載した。

(表7) 周旋人(取次)の役職

	周旋(取次)人名 ( )内は筆者注記	行政上の役職(37)	職業及び役職 (★は商法会議所議員)
1	杉谷(市兵衛)	五小区二等戸長兼五等学区取締	荷受問屋一番組
2	戸田(与兵衛)	一小区二等戸長兼四等学区取締	
3	矢辺清兵衛		藍商取締仲買
4	赤松氏(清七郎)	九小区一等戸長兼四等学区取締	
5	丸須武助		米穀商取締 菜種綿実両種物問屋
6	合坂五兵衛		皮革商総代 ★
7	榎並仙太郎		皮革商
8	安田弥三吉		
9	岡本氏(半兵衛)	七小区一等戸長兼四等学区取締	和船東国回漕業取締
10	岸本(與助)		荷受問屋三番組
11	邑松氏		
12	岸田市右衛門		荷受問屋
13	村松氏(善次郎)	六小区一等戸長兼三等学区取締	土砂商
14	新井氏(久兵衛)		テグス商
15	稻本氏(平兵衛)		昆布商 ★
16	富岡(半兵衛)		投資家・実業家
17	小川(三郎兵衛)		材木商
18	名越(愛助)		鉄商
19	谷崎(新五郎)		荷受問屋二番組 ★
20	本岡(五兵衛)		塩魚・干魚・鰹節商取締
21	鷺池(平九郎)		魚商
22	阪上新次郎		魚商
23	竹内(長壽)	一小区一等戸長兼四等学区取締	染物商 商法会議所議員
24	濱田善次郎		荷受問屋二番組、米穀問屋 ★
25	新保惣次郎		荷受問屋一番組
26	上杉(信兵衛)	三小区二等戸長兼四等学区取締	東京積荷問屋、絵具染料商 ★
27	小山		
28	池内(儀兵衛)		荷受問屋三番組 ★
29	平野(平兵衛)		舶来品商 ★
30	北尾氏(重兵衛)	二等区長兼二等学区取締	炭問屋

このうち 26 上杉信兵衛は五代友厚の 1 名分のみの取次である。30 北尾重兵衛においては灯台建築後の寄附周旋を発起人自身が 1880(明治 13)年に実施している。こちらは、1879(明治 12)年 7 月から大阪府の管理下に置かれたことから、灯台建築費に係る不足分の精算目的の可能性がある。以上の結果からは、全小区の戸長あての周旋依頼ではない(38)ことから、同業組合の要人を通じて構成員あてに周旋したものと見受けられる。木津川灯台についての寄附願や発起人を記した資料は見つけられていないが、すでに紹介した元禄期の堺灯台のように船を入港する者、船により商品を受け取る者への寄附依頼がなされたのではないかと考えられる。

## 5. 灯台の完成後

### 5.1 灯台の完成と管理

運用開始から廃止までの主要な出来事についても、文献からみていこう。

(表 8) 灯台完成後の動き

年	月	日	内 容(筆者が要約) 参考文献部分に翻刻あり	文献
1878(明治 11)	10	5	木津川灯台運用開始	(23)他
		23	明治丸巡検のため神戸から木津川灯台へ電報	
		24	検査し「能ク清整セリ」との評価を受ける ビツグルストン等作業のため2時間半ほど滞在 (10/23-24は明治丸巡検の現況報告)	(39)
1879(明治 12)	2	12	明治丸巡検のため神戸から木津川灯台へ電信	
		13	検査し「点灯器械工合好シ」との評価を受ける 予備の油筒管修繕し2時間半ほど滞在 (2/12-13は明治丸巡検の現況報告)	(40)
	5	2	明治 12 年度大阪府予算案に灯台経費を計上	(41)
	5	26/30	大阪府会に木津川灯台の管理予算を1年間の管理費をもって計上、承認 以降毎年計上	(42) (43)
	11	29	風位風力計測機器を海軍が水路局へ依頼して購入	(44)
	12	13	灯台局官吏が巡視し賞賛を請け、さらに美しくするため塗装変更を検討	(45)
		17	来春より遊歩場にする際に芝を植え付ける予定	(46)
1880(明治 13)	3	10	相州觀音崎の有志が灯台を建築する予定があり金澤卯右衛門氏から木津川灯台の絵図面を写し取って二、三日前に帰った	(47)
		12	3月 10 日の記事のうち、「相州」を「但馬国」と修正	(48)
	5	28	大阪府会で木津川灯台管理予算を有志による管理とするよう異議ができるが、多数決により否決。府費により管理を継続	(49)
1904(明治 37)	7	20	着色を白色に変更	(50)
1928(昭和 3)	10		『主要造船工場設備概要』のうち株式会社藤永田造船所敷津工場の項目に工場内の配置図が掲載されており灯台および付属の建築物の配置を掲載	(51) (図 10)
1933(昭和 8)	4	14	同年 5 月 1 日に廃止の公報	(52)
	6	13	木津川尻南防波堤北端に灯台を新設し、同年 6 月 15 日より点灯実施の公報	(53)

1879(明治 12)年度より木津川灯台に関する経費が大阪府地方税から支出される。これは(18)の1877(明治 10)年に工部省の巡回船によって派遣された職員へ、県官にて建築、保存すべき灯台を相談したこと、および「當所ノ燈主ハ燈臺局ノ主意ニ隨テ燈臺ノ保存方ヲ施行スヘキ志願ナルヲ明亮ナリ」(40)という記述から見ると、計画当初から寄附により建築費を捻出するが、大阪府の予算によって管理運営する方針が決まっていた可能性がある。その後、1879(明治 12)年 5 月の大阪府会に点灯後 1 年間の必要経費をもとに次年度の予算として計上して認められている。なお、5 月に大阪府会にかけられているのは、当時の会計年度は 7 月から翌 6 月までだからである。少し長いが、木津川灯台が地方税により支弁されるに至る府会の議論を『明治十二年度大阪府会議事録』「大阪府會議事録

第十八號」(42)より引用する。

「第十三號

一金一万四千三百七十圓九十四錢四厘街燈并燈臺費

四區ノ地方税ヲ以支辨スヘキ分

内譯

金一万三千九百四十九圓卅三錢四厘街燈費

内

金九千九百九十八圓十四錢四厘 石炭油

金三千九百五十一圓十九錢 點消費

金四百廿一圓六十一錢 木津川燈臺費

内

金二百十圓九十錢 諸雇給

金六十七圓七十一錢 無味香油

金七十三圓 火器

金三十圓 消耗品

金十圓 <sup>ダツ</sup>修繕費

拾三號 街燈并木津川燈臺費説明

街燈ハ人行車運ノ便ニ供シ警察ノ用ヲ助ル等百般ノ便益ヲ要シ燈臺ハ闇夜風雨ノ別ナク海口ヲ標示シ船運ヲ便ニスル等當府下ノ如キ商運旺盛ノ地ハ必須欠ク可ラズ街燈員数千五百七十六基ニシテ點消費半額ハ從前府税ヨリ支辨セルヲ以テ其四區ニアル者ハ畢テ四區地方税ノ支辨ヲ要シ燈臺亦四區ノ支辨ヲ要セサルヲ得ズ依テ十一年ノ現費ニ比革シ本書ノ豫算ヲナスモノナリ」

<以下質疑>…街灯部分は略…(以下、引用者が発言者ごとに改行)

「○三番(龜岡徳太郎)諸雇給ノ細目ヲ伺フ

○番外一番(山口)曰ク平均六圓五十錢ノ者二人日給十五錢ノ者一人

○卅二番(高木半)曰ク無味香油トハ如何

○番外一番(山口)曰ク燈臺ニ用ユル油ニテ一夜五合宛ナリ

○卅二番又曰ク是ハ西洋ノ油ナルヤ

○番外一番(山口)曰ク然リ

○廿七番(岡本條太郎)曰ク無味香油ハ光線ノ遠ク達スル故ナルヤ

○番外一番(山口)曰ク燈臺ニハ必ス此油ヲ要ス  
 ○十八番(金澤仁兵衛)曰ク火器ハ「ホヤ」ナルヤ將タ油ヲ入ル器ナルヤ  
 ○番外一番(山口)曰ク「ホヤ」又ハ油ヲ盛ル器ナリ  
 ○十八番又曰ク年々調ブルヤ  
 ○番外一番曰ク火器ノ損ジタル修繕又ハ「ホヤ」ノ損ジタルトキ買入ル、豫算ナリ  
 ○廿七番(岡本條太郎)曰ク消耗品ハ雇入ノ用ニ供スル茶炭等ノ類ニシテ修繕ハ燈臺ヲ修繕スル費用ナルヤ

○番外一番(山口)曰ク然リ  
 ○議長(西川甫)ハ既ニ質問畢リスレバ總体ノ可否ヲ論ゼラレヨト演ブ」…街灯部分は略…

「 金四百廿一圓六十一錢 木津川燈臺費  
 金二百十圓九十錢 諸雇給  
 金六十七圓七十一錢 無味香油  
 金七十三圓 火器  
 金三十圓 消耗品  
 金四十圓 修繕費

右六項異議無シ起立全員原案ニ可決ス」

(合字の「メ」は「シテ」に読み替えた。引用部分の最初に出てくる修繕費十円は誤りで四十円が正しい。)



(図 9) 『明治十二年度地方税収支精算報告』表紙

なお、『明治十二年度地方税収支精算報告』(55)(図 9)での決算では、「金四百貳拾壹圓六拾壹錢」と朱字で予算と「金三百四拾圓三拾七錢七厘 木津川灯台費」と決算が記入されている。

また、翌 1879(明治 12)年度 5 月の府会で「有志の世話をするに任さん」との異議があったが、金澤仁兵衛は「此燈臺は大坂繁榮の根元なれば地方税より支辨するを不當ならず」と反論し、起立過半数で原案のとおり可決している(49)。

1879(明治 12)年度以降の予算は継続して計上、承認されている。各資料から予算及び内訳を(表 9)にまとめた。内訳の細分化によって 1890(明治 23)年度以降縦書きで見づらいがご容赦いただきたい。

(表 9) 1879(明治 12)年度以降木津川灯台費予算の推移 (太字は決算額)

予算年度 (明治)	区分	木津川灯台費	内訳					文献
			諸雇給	無味香油	火器	消耗品	修繕費	
12 年度	区部	421 円 61 錢	210 円 90 錢	67 円 71 錢	73 円	30 円	40 円	(54)

予算/決算年度 (明治)	区分	木津川灯台費	内訳							諸雇給は点灯人と小使の合計			文献
			諸雇給		需用費		修繕費	臨時費	郵便税				
12年度	区部	340円 37銭 7厘	197円 16銭		85円 57銭 2厘		57円 64銭 5厘						(55)
13年度	区部	530円 87銭 9厘	223円 80銭		227円 87銭 9厘		60円	12円	1円 20銭				(56)
14年度	区部	340円 37銭 7厘	255円 50銭		230円		130円		運送費: 9円				(57)
15年度	区部	570円 8銭 1厘	299円 30銭		191円 78銭 1厘		66円		運送費: 13円				(58)
16年度	区部	530円 87銭 9厘	223円 80銭		227円 87銭 9厘		60円	12円	1円 20銭				(59)
17年度	区部	435円 30銭	299円 30銭		96円		30円		運送費: 10円				(60)
18年度	区部	315円 31銭 4厘	210円 98銭		64円 33銭 4厘		30円		運送費: 10円				(61)
19年度	区部	411円 41銭 1厘	281円 5銭		70円 36銭 1厘		50円		運送費: 10円				(62)
20年度	区部	409円 21銭 7厘	281円 82銭		67円 39銭 7厘		55円		運送費: 5円				(63)
21年度	区部	408円 35銭	281円 5銭		68円 30銭		54円		運送費: 5円				(64)
22年度	区部	408円 25銭	281円 5銭		68円 20銭		54円		運送費: 5円				(65)

予算年度 (明治)	区分	木津川灯台費	内訳												文献		
			傭員給	小使給	旅費	慰労手当	器具器械	薪炭油類	用紙	文具料	雜用消耗品	運搬費	管外郵税	電信料	修繕費		
23年度	市部	368円 2銭 8厘	219円	62円 5銭	(管内旅費) 13円 95銭	6円 70銭	4円 36銭	36円 27銭	43錢 9厘	3円 60銭	14円 63銭	5円 43銭	(項目なし)	(項目なし)	1円 59銭	(項目なし)	(66)
24年度	市部	430円 91銭	219円 60銭	62円 22銭	(管内旅費) 3円	7円 70銭	37円 66銭	40円 64銭	45錢 6厘	3円 60銭	20円 4銭	7円 77銭	24銭	50銭	27円 47銭 3厘	(項目なし)	(67)
25年度	市部	512円 30銭 8厘	237円 25銭	65円 70銭	4円 20銭	8円 30銭	1円 40銭	37円 63銭	35錢	0	1円 98銭	3円 50銭	24銭	50銭	151円 25銭 8厘	(項目なし)	(68)
26年度	市部	405円 28銭 9厘	237円 25銭	65円 70銭	4円 20銭	8円 30銭	15円 92銭	38円 27銭	36錢	(項目なし)	2円 65銭	3円 70銭	24銭	50銭	27円 88銭 3厘	50銭	(69)
27年度	市部	509円 34銭 1厘	248円 20銭	65円 70銭	4円 20銭	8円 60銭	4円 1銭	36円 29銭	37錢	(項目なし)	13円 79銭	4円 50銭	24銭	50銭	123円 53銭 3厘	0銭	(70)
28年度	市部	572円 51銭 2厘	248円 88銭	0	3円 60銭	6円 80銭	3円 60銭	32円 53銭	(項目なし)	(項目なし)	13円 67銭	4円 50銭	(管内) 96銭	50銭	256円 76銭 5厘	(項目なし)	(71)

この通り大きな修理費を除いてほぼ一定の予算が措置されており、1892(明治 25)年度以降に寄附者が負担していた費目を移管するような大幅な増加や費目の追加もない。太字は朱字で修正された精算後の金額を意味する。1879(明治 12)年度は予算を別枠にし、決算と分けて両方を掲載した。1881(明治 14)年度は木津川灯台費の合計 624 円 50 錢(内訳を合計した金額)を印字した横に朱字で 340 円 37 錢 7 厘と修正されており修正後の数値を掲載、内訳については修正前の金額のみ記載されており(修正後の金額は不明)、修正前の金額をそのまま掲載している。1885(明治 18)年度は内訳も修正後の金額を資料に記載されており、そのまま転記している。1890(明治 23)年度は決算資料を元に作成した。

(表 9)に記述できなかった予算掲載については次の通り。

- ・明治 21 年度予算に郡部>區町村土木補助費>堺灯台費を 91 円 84 錢 1 厘で計上(以降明治 25 年度まで計上継続)
- ・明治 22 年度予算に大阪四区の市制施行にあたり、市部地方税支弁の事業区分議案として安治川常夜灯費(33 円 29 錢 7 厘)を提出(以降計上継続)(ただし 3.2 で前述した「硝子燈籠」との関連は不明)。その説明として「本案安治川常夜燈ヲ府ノ事業トシ市部地方税負擔ト爲サントスルモノハ  
さきニ府會ノ決議ヲ經テ市部地方税負擔トナシタル木津川燈臺ニ等シキモノナルニ由ル」とある。  
(ルビ、下線は著者記入)
- ・明治 25 年度予算の修繕費 151 円 25 錢 8 厘のうち、灯台及事務所屋根修繕の費用として 21 円 65 錢 8 厘、波戸石垣築造費 129 円 60 錢を計上している。
- ・明治 26 年度予算より郡部>土木費>港湾費に堺灯台費計上。289 円 43 錢 8 厘。(以降計上継続)

また、このような資料も存在する。1881(明治 14)年 12 月 13 日付工部省達第 2 号(72)により全国各地の私設灯台の管理を進める。同年 9 月 19 日附往出第一二〇一号により私築灯台の照会をした海軍省あてに、工部省は 10 月 18 日に往入第二六六〇号(73)により次のとおり回答している。

「是迄人民之私立ヲ許可セシモノ別表ノ通ニ有之候間、為御参考差進申候。尤右ノ内石ノ巻、堺、島原、青森、伏木、木津川、鹿児島、七港ノ義ハ私立人民ヨリノ願ニ依リ實地測量ノ上、適當の器械拂下及建築ノ方法等總テ當省ノ指揮ヲ受ケ候モノニ付、諸標便覽表へ記載致置候義ニ有之。」(句読点一部筆者追記)とあり、明治政府との事前調整についてこの資料でも記述しているほか、別表の記述(木津川と比較のため「堺港」のみ抽出し、木津川を先に記述して作成した)では私築人名は「大坂府地方税」となっており、工部省も 1881(明治 14)年には大阪府の地方税で支弁されていることを把握している。万が一、大阪府地方税への移行が 1892(明治 25)年以降であれば、私築人名の記述は寄附者もし

くは堺港と同様に(大阪)区民とするはずで、既に大阪府により管理していることがわかる。

(表 10)

地名	国郡	標名	私築人名
木津川	摂津国西成郡	臺灯	大坂府地方税
堺港	和泉国大島郡	臺灯	堺港市民

(別表より抽出して筆者作成) さらに 1889(明治 22) 年 4 月刊の『工部省沿革報告』(74) の 1878(明治 11) 年 5 月 10 日の項目に「大阪府下大阪區民ノ私設ニ係ル後ニ地方税ノ支辨ニ属ス大阪木津川口東岸ノ燈臺成リ第六等燈器ヲ装置シ本日ヲ以テ點火ス燈費ヲ徵収セス」とある。出版された 1889(明治 22) 年には地方税の支弁に属すことが記されている。

さて、大阪府と明治政府の公文書から木津川灯台の大坂府による管理の開始について見てきた。二次資料によって 1892(明治 25) 年もしくはそれ以降に大阪府に移管されたという記述の誤りが散見する(75) ものの、『大阪府会議事録』、『大阪府予算報告書』などの大阪府公文書館所蔵の資料から 1879(明治 12) 年 7 月からであることは明らかである。

上記の誤記は大阪府予算のうち、明治 21 年度予算に郡部 > 區町村土木補助費 > 堀灯台費を 91 円 84 錢 1 厘で計上し、以降明治 25 年度まで継続的に計上し、明治 26 年度から郡部 > 土木費 > 港湾費 > 堀灯台費を 289 円 43 錢 8 厘計上し、以降計上継続していることから堀灯台と間違った可能性がある。

さらに間違う可能性のある資料として次の 1 点をあげておきたい。1885(明治 18) 年の布達(76) により 1892(明治 25) 年までに私設灯台を廃止するよう定めている。

「○布達第拾壹號 沿海府縣

明治五年十月第參百十弐號布達ヲ廢シ自今燈標私設ヲ禁止ス

但既設燈標ニシテ從前船舶ヨリ其費用ヲ徵セサルモノハ來ル明治二十五年ヲ限リ廢止シ其費用徵取願済年限ナキモノハ此際相當ノ期限ヲ定メ更ニ工部省ニ願出ヘシ  
右布達候事

明治十八年六月五日 太政大臣公爵三條實美

工部卿伯爵佐々木高行」

これにより、私設灯台はすべて 1892(明治 25) 年に廃止もしくは公設に切り替わったものと考えてしまつたかもしれない。

また、主管である燈台局作成の資料でも間違った記述がある資料も存在する。『航路標識便覧表』

(77)の木津川灯台の記事欄の記述で「明治 17 年 1 月改正版」では「當地方ノ私費ニ属シ無税」とある。ただし、「明治 20 年 1 月改正版」では「大坂府管理ニ属シ地方税ヲ以テ維持シ燈費ヲ徵収セズ」とある。このように資料によって記述が揺れているために、不明確な二次資料が作成されたのであろう。

さて、(表 8)灯台完成後の動きに戻ろう。

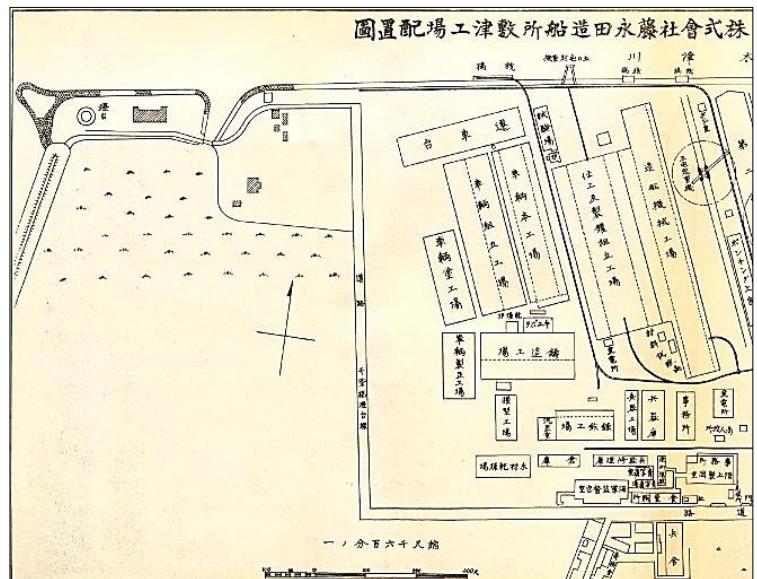
1880(明治 13)年 3 月 10 日の觀音崎への灯台建築のため図面を複製して持ち帰るとの記事は、神奈川県(相州=相模国)の觀音崎灯台(1869(明治 2)年)及び副灯(1878(明治 11)年 8 月)は既に完成しているため誤記であり、12 日に訂正記事を出している。ただし、訂正記事にある但州(但馬：兵庫県日本海側)には觀音崎という灯台はない。浜坂の近くに觀音山という海につきだすような地形の山があるものの、当時の浜坂地方での灯台建築計画については資料を見つけ出すことができなかった。可能性がある場所として大阪府岬町の谷川港(觀音崎)を指摘しておく。大阪府泉南郡岬町の博物館「岬の歴史館」を管理する同町生涯学習課へ問い合わせたが、灯台に関する資料はないとのことであった(78)。しかし、今後全国のどこかの觀音崎(79)で木津川灯台の絵図面(設計図)の写しが発見される可能性があることは今後の楽しみとしたい。

昭和期になってからの灯台の配置図があるのでここで紹介しておく。1928(昭和 3)年 10 月刊『主要造船工場設備概要』(51)(図 10)のうち、72-73 頁間の挿絵「株式会社藤永田造船所敷津工場配置図」左上に灯台(二重丸)および付属の建築物の配置がわかる。

## 5.2 灯台の廃止

木津川灯台は 1878(明治 11)年 5 月 10 日から 1933(昭和 8)年 5 月 1 日まで約 55 年間にわたり木津川口に存在し、1932(昭和 7)年に完成した平林地区の埋め立てにより、灯台が河口から内陸へ入ることとなり新たな防波堤に設置した灯台に役割を譲り運用を終えた。

研究対象の木津川灯台と廃止後に完成した木津川口の新しい灯台との比較は次のとおりである。



(図 10) 『主要造船工場設備概要』「株式会社藤永田造船所敷津工場」部分 国立国会図書館デジタルコレクションより複製

(表 11) 木津川灯台と廃止後に新規に建築された木津川尻南防波堤灯台の比較

	木津川灯台	木津川尻南防波堤灯台
点 灯	明治 11 年 5 月 10 日～昭和 8 年 5 月 1 日	昭和 8 年 6 月 15 日～
位 置	北緯： 34 度 37 分 48 秒 東経： 135 度 27 分 44 秒	北緯： 34 度 37 分 26 秒 東経： 135 度 26 分 36 秒
塗 色	黑白の横段帶 明治 37 年 7 月 20 日より白色	紅色
構 造	煉瓦石製円形	混凝土(コンクリート)造円形
高さ(基礎から 灯火中央まで)	2 丈 9 尺(約 8m80 cm)	5m70 cm
高さ(水面から 灯火中央まで)	4 丈(約 12m10 cm)	7m32 cm
等 級	第六等	無等
灯 質	不動、赤色	アセチレン瓦斯、不動、紅光
明 弧	270 度	全度
光 達 距 離	八里 大正元年からは九里(80)	六浬半
出 典	『大阪府布令集』 2(天 65)(23)	『官報』第 1933 号(通信省告示第 1390 号)(46)

## 6. むすびに

ここまで木津川灯台について中之島図書館所蔵の「割印帳」および公文書から調査してきた。そのなかで、今までわからなかった寄附者の特徴(木津川を利用した堀江や鞆の商人達や船所有者)、大阪府への移管の時期について多くの資料が記す 1892(明治 25)年以降ではなく、1879(明治 12)年に大阪府地方税のうち区部により支弁されたことなどいくつか明らかになった。しかし、発起人や寄附の呼びかけについて明らかにする資料は見つけることはできなかった。ただし、これらはこの先資料が発見されて解明されることになるだろう。

余談ではあるが、明治期の大坂にあった灯台は、木津川、天保山、堺の 3 つだけではなく、尻無川口にもあった。『大阪府公報』第五百九十五号 大阪府告示第百二十六号(81)によると「大阪市西區江ノ子島東ノ町四番屋敷飯田松次郎ナルモノ西成郡川南村大字千歳尻無川堤防へ終夜燈建設本月三十日ヨリ點火ス 明治二十四年九月二十六日 大阪府知事山田信道」、さらに翌年 4 月 27 日には、同六百九十六号 大阪府告示第六十一号で濱田新兵衛が譲り受けて自費で点灯する(82)としている。前述した岬町谷川港にも江戸時代から 1892(明治 25)年に廃止されるまで灯台(灯籠)があったこと(83)が資料から分かっている。こと灯台に関してだけでもわかっていないことは多く、こちらの謎はまだ残されたままである。

今回の調査では、大阪府公文書館をはじめ京都大学附属図書館、西宮市立郷土資料館、新發田市立歴史図書館、輪島市立門前図書館など多くの施設で、レファレンス、資料の閲覧や複写等でお世話になった。快く調査に接していただいた皆様に感謝の意を表す。

## 参考文献・注記

### 1. はじめに

(図 1) 野村芳国画『京阪名所図会. [5] 大阪木津川口さずの尾之図』 池田房治郎、1885 年 国立国会図書館所蔵 国立国会図書館デジタルコレクションより複製 書誌 ID:00000547604 請求記号:寄別 1-8-1-2  
<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2591640> (last access:2021. 11. 10)

(1) 「幻の灯台 歴史に光を 大大阪支えた「木津川」 海保、写真募る」、『毎日新聞』第 48935 号、2018 年 10 月 31 日、大阪夕刊、1 面、毎日新聞社

(2) 「木津川灯台の写真を探しています！～求む！『幻の』灯台写真 提供のお願い～」

[https://www.kaiho.mlit.go.jp/05kanku/osaka/01main%20contents/11newinfo\\_events/topics/H30\\_kidugawatoudai/H30\\_kidugawatoudai.html](https://www.kaiho.mlit.go.jp/05kanku/osaka/01main%20contents/11newinfo_events/topics/H30_kidugawatoudai/H30_kidugawatoudai.html) (last access:2019. 8. 27)

ただし、2021. 10. 3 現在はサイトが削除されている。国立国会図書館 インターネット資料収集保存事業(WARP)では 2018. 12. 2 現在の保存データを見ることができる。

[https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11202571/www.kaiho.mlit.go.jp/05kanku/osaka/01main%20contents/11newinfo\\_events/topics/H30\\_kidugawatoudai/H30\\_kidugawatoudai.html](https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11202571/www.kaiho.mlit.go.jp/05kanku/osaka/01main%20contents/11newinfo_events/topics/H30_kidugawatoudai/H30_kidugawatoudai.html) (last access:2021. 10. 3)

(3) 「幻の灯台、写真あった 絵はがき、米の古書店で 大阪海保、形状から「木津川」と認定」、『毎日新聞』第 48951 号、2018 年 11 月 16 日、大阪夕刊、7 面、毎日新聞社

(4) 「木津川灯台：「しま模様」 古き大阪ミステリー」、『毎日新聞』第 49149 号、2019 年 6 月 3 日、大阪夕刊、1 面、毎日新聞社

### 2. 木津川の地理と歴史

(図 2) 木津川流域写真 マップナビおおさかより複製し、必要な情報を加筆 令和 3 年 1 月現在の航空写真

マップナビおおさか (大阪市の地図情報サイト) <https://www.mapnavi.city.osaka.lg.jp/osakacity/Portal> (last access:2021. 11. 4)

(5) 美啓編「改正日本船路細見記」住田正一編纂『海事史料叢書』第 8 卷 巖松堂書店、1930 年、67 頁

(6) 池田治司「江州勢田川附洲渡と淀川筋御救大渡」245-254 頁、『大阪商業大学商業史博物館紀要』第 5 号 大阪商業大学商業史博物館編 2004 年 7 月

(図 3) 『天保三年壬申歳五月木津川口絵図』 卷子、1 卷、[1832]、肉筆、彩色入、黒塗箱入、大阪市立中央図書館所蔵 管理番号:p0001001、書誌 ID:0013850427、注記/注釈:「なにわの海の時空館」旧蔵資料 下流にて画面拡張のため 2 図 (30×80cm、26×79cm) を添付 大阪市立図書館デジタルアーカイブより複製 <http://image.oml.city.osaka.lg.jp/archive/detail?cls=ancient&pkey=p0001001> (last access:2021. 11. 9)

(図 4) 『木津川口水尾形弁堤石波戸籠絵図』 1 輋、[江戸後期]、写、手彩色、大阪府立中之島図書館所蔵 請求記号:715-2 完成後の図は黄色と緑色が薄れているが完成前と同じような鮮やかな彩色がある。

### 3. 木津川灯台ができるまで

#### 3.1 近世の木津川口における灯標

(7) 松村明監修『大辞泉 下巻』第 2 版 小学館、2012 年 11 月、[灯明台]2571 頁、[灯台]2561 頁

(8) 堺市役所編纂『堺市史』第 6 卷(資料編第三) 堺市役所、1929 年、710-722 頁

(9) 前田豊邦「大坂の灯明台」70-72 頁、『大阪の歴史』第 44 号、大阪市史調査会、1995 年 3 月

なお、当論文で紹介されたもうひとつの文献『浪花の梅』(『浪華叢書』第 12 卷所収など)については、方角からみて住吉の高灯籠との関係が不明のためここでは考察しないこととした。

(図 5) 大岡尚賢 訂正[他]『増修改正摂州大阪地図』 赤松九兵衛、地図、1 輋、彩色、[1806(文化 3)]、請求記号:本別 14-31 国立国会図書館所蔵 国立国会図書館デジタルコレクションより複製

<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2541883> (last access:2021. 11. 10)

なお、図は灯籠の形と文字を見やすくするために地図の上下を 180 度回転して掲載している。

#### 3.2 全国の幕末維新期の灯台建築

(10) 外務省条約局編纂『旧条約彙纂』第 1 卷第 1 部 外務省条約局、1930 年、56 頁

(11) 工部省[編]『工部省沿革報告』 大蔵省、1888 年叙言、605 頁

(12) 本稿中に民部省や工部省等の所轄省名が複数出てくるが、これは灯台を主管する省庁が頻繁に変更されたためである。本稿に関連する部分だけあげておく。参考：『日本の灯台史 100年の歩み』、アジ研グロッサリーホームページ

期間 ( )は旧暦	名称	所轄
(明治元年3月)～	燈明台掛(9月～)	横浜裁判所→神奈川府裁判所(6月)→神奈川県裁判所(9月)
1869年2月(明治2年1月)～	燈明台掛	会計官
1869年5月(明治2年4月)～	燈明台役所	外国官
1969年8月(明治2年7月)～	燈明台役所	外務省(設置による)
1869年10月(明治2年9月)～	燈明台役所	民部・大蔵共管
1870年7-8月(明治3年7月)～	燈明台局	民部省
1870年12月(明治3年閏10月)～	燈明台局	工部省 関係事務はここまで神奈川県が実施
1871年6月(明治4年5月)～	燈明台掛	工部省
1871年9月(明治4年8月)～	灯台寮	工部省
明治10年1月～	灯台局	工部省
明治18年6月～	灯台局	通信省
明治24年7月～	航路標識管理所	通信省

(13) 「弁官往復 8月 民部省にて灯明台の義に付弁官より問合」『公文類纂 明治3年 卷11 本省公文 土木部』  
国立公文書館アジア歴史資料センター、レファレンスコード:C09090142700、資料作成日:明治3年8月10日-13日  
<https://www.jacar.archives.go.jp/das/image/C09090142700> (last access:2021.11.16)

(14) 『法令全書』明治5年 内閣官報局、1318-1319頁

「○無號 (八月十日)

天保山並和田岬燈明臺本器械落成ニ付位置方向別紙之通ニ候間爲心得此段相達候也…(以下略)」

(15) 中井正弘「旧堺港灯台築造時の復元と沿革」『館報』第5号、堺市博物館、1986年3月

(16) 「安治川木津川改所向側へ燈籠取立の計画」[大阪府]船税掛 件名登録番号:0000102947 『規則録 明治3年庚午閏10月 [M1-2004-7-1316]』 請求記号:B0-0059-43 簿冊登録番号:0000000037 大阪府公文書館所蔵 簿冊の資料注記:明治3年に大阪府が港を浚渫するための費用として入港する船に帆別銭と称する税を課し実施してその時の明治13年5月(53号)までの記録である。

〔大阪府知事印〕

会計長



記

一 安治川木津川改所向側堤江

灯籠壱ヶ所宛取建

但本文燈籠之儀ハ松島新廓

御取建之節御出来相成候 銅屋根付

燈籠當時外務局江御願相成候分

御困之積尤硝子張ニ御補記被下度候

右御取建方御出来相成様仕度候已上

庚午閏十月 船税掛」

上記資料は次の資料(うち硝子燈籠に関する部分のみ翻刻)と一緒に綴じられて、会計長、船税取建掛、四川改番所と連名で合計6点の伺いのうちの1点として府上層部へ提出されており、承認されている。なお、松島遊廓の開設は伺いの前年 1869(明治2年)。外務局は大阪府内の組織名称である。

〔 西園寺権大参事 西園寺 〕

安藤少参事 安藤

土肥権少参事 土肥

吉田権少参事 吉田

今般船税御取建ニ付廉々詳議

之趣左ニ相伺申候

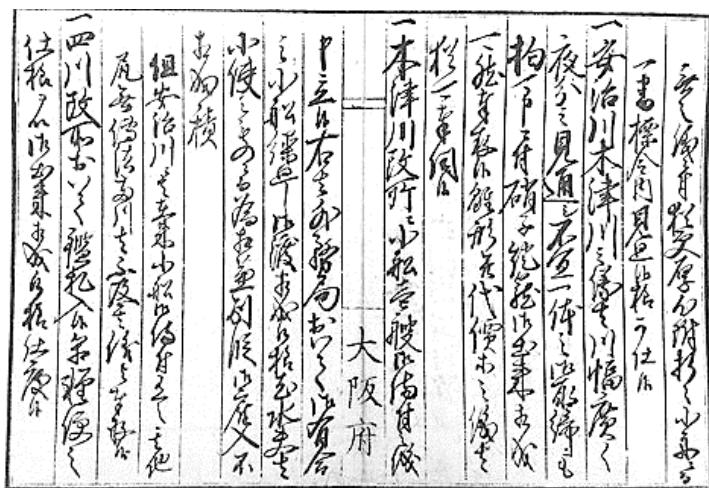
(略)

一 安治川木津川之儀ハ川幅廣ク

夜分之見通シ不宜一体之御取締ニモ

拘可申ニ付硝子燈籠御出来相成

可然奉存候籬形并代価等之儀ハ



「安治川木津川改所向側へ燈籠取立の計画」  
『規則録 明治3年庚午閏10月』 部分

猶可奉伺候

(略)

右之趣相伺申候

庚午閏十月

会計長 [会計長]

船税取建掛 ①②③

四川改御番所」

このように、大阪府庁内で 1870(明治 3)年閏 10 月に作成された府上層部への伺い文が存在するが、ここに書かれた「硝子燈籠」の建築の理由は済漂予算獲得のための入港(帆別)税の徴取であり、かつ私築灯台は西洋式以外許可しないとした明治 17 年の「工部省 達 第 2 号」を見ると「硝子燈籠」は西洋式灯台ではなく、いわゆる小規模な常夜灯に近いものを指すと考えられるので灯台建築と直接の関わりがある可能性は低い。

(参考)「工部省 達 第二号」『法令全書』明治 17 年 内閣官報局、1197 頁 (引用者が句読点記入)

「〇第二號 (三月六日)

燈明臺ノ儀ハ航海者ニ於テ最大緊要ノモノニ候。我國在來ノ私築燈臺ハ器械ノ裝置、燈籠ノ組立、點火ノ方法等、不完全ニテ其甚キニ至テハ薄弱ナル硝子張燈籠内ニ人家常用ノランプ一箇若クハ數箇ヲ裝置スルモノ有之。…(以下略)」

### 3.3 建築計画から運用開始まで

(17) 『大坂日報』第 408 号 3 面 1 段目、就將社、1877(明治 10) 年 6 月 30 日

「〇木津川口の燈臺もいよいよ近日の内着手になると云」

(18) 「千八百七十七年第七月並八月明治丸船航海中巡検セシ処轄ノ灯台浮標礁標ノ現況報告摘要」『記録材料・工部省第三回年報下』『灯台 第三章 明治丸巡航日誌』16 コマ目 国立公文書館デジタルアーカイブ 請求記号:記 01606100 明治 10 年 7 月-明治 11 年 6 月 <https://www.digital.archives.go.jp/img/1811640> (last access:2011.11.11)

(引用者がルビ記入)

「木津川

一 縣官ニテ建築保存ス可キ燈明ヲ設置ノ<sup>ニ</sup>我輩へ談判ノ為メ大坂府ノ官員出會セリ協議シテ其位置形状等ヲ指画シタリ」

(19) 『読売新聞』第 888 号 3 面 2 段目、読売新聞社、1878(明治 11) 年 1 月 6 日 (引用者がルビ削除)

「〇大坂木津川口の燈臺は今月一日より點燈に成るといひ同所城外の操練場にて今月二日と三日に輕氣球を上たといふが、東京の様な天氣では定めし延ましたらう」

前半の記事は他の資料に記載がなく誤報と思われるが、灯光器の取寄せが遅れる前の試験点灯日が 1 月だったのかもしれない。後半は大阪城の大坂鎮台練兵場にて気球を打ち上げる予定だったが、悪天候で 1 月 2 日と 3 日は中止となり、結果としては 6 日に打ち上げが実施されていることを示しており、なぜ灯台と同じ記事になったかは不明。

(20) 『大阪新報』第 25 号 2 面 1 段目、大阪新報社、1878(明治 11) 年 1 月 20 日 (引用者が句読点記入、ルビ削除)

「〇木津川口燈明臺に設くる所の燈明器は、該有志社會より代金六百圓を以て英國に注文いたし置しが、いまだ舶來せざるに付、昨日府廳おみてお貸下相成たるは、横濱の燈臺局よりお取寄せこれありし器械にして、中々立派なものなる由。こはこれ來三月一日より發行の筈なりと。」

(21) 『大坂日報』第 575 号 1 面 3 段目、就將社、1878(明治 11) 年 1 月 20 日 (引用者が句読点記入)

「〇木津川口の燈臺器械は昨朝横濱燈臺局より當府へ來着したり。来る三月一日の夜より點燈せらるゝ由なるが、是は不動赤色にして光線は海上三「マイル」に達すると申ます。尤も該器械は燈臺局より一時借受られし物にて、他日英國製器械を取寄せらるゝと申すこと。」

(22) 「明治丸航行日誌概畧」『記録材料・工部省第三回年報下』国立公文書館デジタルアーカイブ 請求記号:記 01606100 明治 10 年 7 月-明治 11 年 6 月 34 コマ目

<https://www.digital.archives.go.jp/img/1811640> (last access:2021.11.12) (引用者が句読点記入)

「(略) …廿一日午前八時三十分神戸ヲ拔錨航行ス。十時三十分木津川沖ヘ投錨巡回員上陸シテ燈臺ノ位置ヲ測定シ燈塔ノ據設ニ從事。此工業ノタメシングキンス輩滯在セリ。午後一時点検ヲ了シ巡回員各陸路堺燈臺ノ検査ニ赴ク。是ニ於テ本船ハ堺浦ニ廻航ス。堺燈臺ノ検査了リテ午后四時三十分返船航行ス。全六時廿分、復神戸港ニ投錨ス。廿二日神戸ニ滞泊シ午后七時シングキンス等木津川ヨリ返船ス。二十三日午后八時三十分神戸港ヲ拔錨シ、全十時木津川試ミ点燈ノ光達力ヲ測定シテ航行ス。…(以下略)」

「同」 36 コマ目

「木津川 現今建築中」

「同」 41 コマ目

「木津川

一 當所燈臺ハ人民ノ私築ニ係ル器械ハ第六等不動曲射ナリ  
一 自餘ノ細事ハ之ヲ畧ス」

(23) 大阪府史編集室編集『大阪府布令集』二 自明治七年至明治十二年 大阪府、1971年3月、645頁

「四月二六日 木津川口燈臺ノ建設 天六五

當府下木津川口ニ於テ、金澤卯右衛門外數名有志ノ者建設シタル燈臺ニテ、明治十一年五月十日(西暦一千八百七十八年五月十日)ノ夜ヲ初トシ、以後毎夜日没ヨリ日出マデ第六等ノ不動赤色燈ヲ示スベシ

英國海軍局第拾六號ノ地圖ニ依レバ、該燈臺ノ位置ハ北緯三拾四度三十七分四拾八秒ニシテ、「クリーンウイッチ」ヨリ東經百三拾五度貳拾七分四拾四秒ニ在リ、燈臺ハ煉火石製ノ圖形ニシテ、其色黑白ノ横段帶ナリ、其基礎ヨリ燈籠ノ中央マデ高サ貳丈九尺アリ

該燈ハ海面貳百七拾度ヲ照シ、一方ハ南ノ方位ニ於テ東貳拾貳度貳拾分ニ至リ蔽蔭シ、他方ハ北ノ方位ニ於テ川ノ南岸ニ沿ヒ東六拾七度四拾分ニ至リ蔽蔭ス

但、眞方位ナリ

該燈水面上ノ高サ總計四丈ニシテ、晴天ノ時ニハ其光線凡ソ八里(海上里程)ノ遠キニ達スベシ」

(24) 『大坂日報』第656号 1面1段目、就將社、1878(明治11)年4月27日

「大阪府錄事 天第六十五號」上記(23)の大坂府令集の文章を掲載。ただし、最後に「右之趣管内無渙相達候事 明治十一年四月廿六日 大阪府知事渡邊昇」が入る。

(25) 『大坂日報』第663号 1面3段目、就將社、1878(明治11)年5月5日 「雑報」(引用者が句読点記入、ルビ削除)

「○今日は木津川燈臺の開業式なるが該臺の前に薺筵をひき、その上に三寶を据て三斗の鏡餅を備へ外に一合取の丸餅を八万縦覽人に投與るよし何れ詳き景況は一覽の上にて認むべし」

(26) 『大阪新報』第112号 1面 大阪新報社、1878(明治11)年5月5日 「雑報」

「○兼ねて本紙に記せし府下木津川口に新築なりし灯明台落成に及びたれば今日点灯式行わるゝ由右に付各大区長を初め第三大区の戸長最寄浜々より船にて場所へ出張なるよしその景況は跡より」

(27) 大阪市史編纂所・大阪市史料調査会編集『新修大阪市史』史料編第17巻 近代IV経済2 大阪市、2020年1月10日、730-732頁 3港湾施設の整備 5木津川灯台の建設 出典:「金沢仁作関係文書」より

「明治十一年五月五日、木津川口灯台落成式之節祝詞」として知事、永井吉良兵衛、発起人周旋人、大阪府下四大区区長からの祝詞を翻刻、訓読、現代語訳等を掲載する。

(28) 『大坂日報』第664号 2面2段目 就將社、1878(明治11)年5月7日 (引用者が句読点、下線記入、ルビ削除)

「○一昨五日木津川燈臺開業式ありしが、燈臺の周囲は紅白紫三段の幕を張り、灯台は三階にして二階には點燈器械を陳列し、燈器は六等にて赤色なり。同所へ參集せる船は、大御坐船八艘、屋根船二百余艘。此日天氣晴朗風穩にして海上は曇を敷くが如く。蛤を拾に來りし兒女は潮の退くを待て、沖に船を繋ぎて燈臺の下に來り。遙か沖より百余の鬼燈を吊り、笛太鼓つゞみにて囂し来る船は、新町の女隊二百五十名、堀江の紅粉連二百余名にて、天女の天降りしかと怪まれ、知事君を乗たる大屋形船は波を截て來り。知事君は令室を携へられ徐々として上陸せられ、燈臺を一見ありて、午後二時木村繁氏燈臺の中央正面に立て、知事君及び其他の祝文を朗誦し終つて、餅を投げしが、我れ先と争ふて沖へころげてはならぬと區長心配なし、投げる事は止て三ツ四ツ宛人々の手に渡し、番茶を大釜に沸して諸人に與へ、折詰、酒、燈臺を染たる手拭などをも與へ、區長は知事君を伴いて沖へ漕ぎ出し、大網を敷て漁をなしたりと。當日の祝文は左に掲ぐ。

海運ノ利無リセハ、大坂ノ便稱スルニ足ラス。今其利ヲ大ニセンヲ欲シ、金澤其他ノ諸氏燈臺ヲ築ヒテ、資本ノ大ナルヲ客マサルモノハ、獨リ大坂ノ便ヲ圖ルニ止ラス。又將ニ大ニ天下ニ益スル處アラントス。希クハ人々其便ニ因リ彌志ヲ勵マシ業ヲ勉メハ、諸氏ノ篤志亦將ニ該燈ト光輝ヲ万世ニ傳ントス以テ祝ス。

明治十一年五月五日 渡邊昇

縹渺タル滄海ヲ航シ、汪洋タル大洋ヲ涉リ、能ク方向ヲ定メ、航客ヲシテ安全ナラシムルモノハ、只一點ノ燈光万里ヲ映射スルニ由ル也。夫レ浪速ハ本邦古來ノ要港ニシテ、民鹿殷阜實ニ三都ニ冠タル所也。况シヤ方今、米艦歐舶纏至輻輳スルヲヤ。是ヲ以テ其意ヲ海門ニ注キ、有志數名ト謀リ東奔西走。醵金以テ是ノ燈臺ヲ經營スルニ日ナラスシテ功ヲ竣ヘリ。爰ニ明治十一年五月五日ヲトシ、聊カ開業ノ典ヲ設ケ尚航客ノ益安全ニシテ該府ノ益盛大ナラシムヲ此ニ祝ス。

木津川燈臺 發起人  
周旋人」

注) 民鹿 民庶の誤植

米艦歐舶 米艦歐舶の誤植

羣至 群がりあつまること。

醵金 何かをするために必要なお金を出し合うこと。

下線部「ト」は漢字の「ぼく」 うらなって、よしあしを決めるの意味 (29) も同じ

(29) 『大阪新報』第113号 2面4段目-3面1段目 大阪新報社、1878(明治11)年5月7日 「雑報」  
(引用者が句読点、下線記入、2文字の繰り返し記号は文字化、□は不明)

「○前号に記せし如く一昨日は木津川口燈明臺落成の式(前号に點燈式と云へるは誤りなり)を行はれたり。今景況を聞くに、先づ燈臺の飾り付は周圍に五色の吹貫旗を建陳ね石磴を上りし處の入口には唐縮緬三巾の色幕を張り、裡面には一座の机席を設け、大鏡餅神酒などを供へて最嚴かに構へたるが、その午後三時とも覺ゆる頃には、府廳の土木掛りの吏員を始め、金澤卯右衛門、北尾十兵衛、其外建築に関係の人々迄悉く打揃ひたれば、イザとて一同列席し各祝文を朗讀し、頓て式も了りたれば、燈臺の中段より兼て準備ありし小餅を群衆せる見物人へ投與へしかば、人々我も我も倒つ轉つて争ひ拾ふ様は宛がら鼎の湧く如くなかなか可笑事なりしと。又船にて見物する人も多くありて大小の船隻幾個と云ふ數を知らず。左しもに廣き川口も填まるばかりにて、殊更第三大區中の區々は大体船にて見物に出掛けたるが、中にも新町堀江の女子手藝學校よりは各々二百余名の紅粉生徒等が今日を晴れと裝ふて大家形に乗組、船の屋根は赤毛艶にて打蓋ひ、白布にて八重十文字に縫み附け、數の小提灯を吊り下け、舳にては幾個の囃子方が三絃笛太鼓杯を囃し立、標目の旗を川風に打靡かしたるは、彼の眞人が競渡も此の豪華には及ばざるべしと思はるゝばかりの壯觀なりし。尚を此の日、知事君は家族を携へ浅黄幕を引廻したる中、家形船に乗り來られ霎時の間上陸、燈臺へ登られ再び乗船。紛雜を避け中流に横りて遙かに諸人の戯れ遊ぶを眺め幕など圍まれし様に見受けたりと探訪者の語りき。○此の日燈臺關係の人々の讀上られし祝文幾篇を得たれば左に掲ぐ。但行文の際疑ふべき所なきにあらざるも之を質すに違なければ原書のまゝに記す。

明治十一年五月五日ヲ以木津川海口ニ建設シタル燈臺ヲ開式ス。臺水面ヨリ高「四十尺ニシテ口映八里ニ達ス。蓋金澤卯右衛門北尾十兵衛兩名ノ發起ニシテ府下私設ノ魁タリ。該府ノ殷富ヲ興起スル爰ニ益明口ナリ。吾輩開式ヲ臨覗シ、許多ノ有志ノ懇切ト兩名ノ志心ヲ憲ヒ艇中ニ記シテ以祝表ニ擬スト云。

大阪府土木掛

縹渺タル滄海ヲ航シ、汪洋タル大洋ヲ涉リ能ク方向ヲ定メ、航客ヲシテ安全ナラシムモノハ、只一點ノ燈光萬里ヲ映射スルニ由ル也。夫レ浪速ハ本邦古來要港ニシテ、民庶殷阜實ニ三都ニ冠タル所也。况シヤ方今、米艦欧舶齋至輜輶スルヲヤ。是ヲ以テ其意ヲ海門ニ注キ、有志數名ト謀リ東奔西走。醵金以テ是燈臺ヲ建營スルニ日ナラスシテ功ヲ竣ヘリ。爰ニ明治十一年五月五日ヲトシ、聊カ開業ノ典ヲ設ケ尚航客ノ益安全ニシテ該府ノ益盛大ナランコトヲ此ニ祝ス。

木津川燈臺 発起人  
周旋人

祝木津川口燈臺竣工

大凡天下之事興一利則一害相踵而生焉利豈以有害不可爲之乎。顧在斟量於其重輕耳。獨有大利。而無小害者此燈臺之經營耶。其標燈之照海。四方船舶凝睛。而不誤長洋之森漫。不避乙夜之晦冥。定方向、由鍼路、以得人與貨相共安寧。嗚呼其功德之大如此。誰不與於我同盟。然則天之保祐此偉業。不俟我言陋。昭々乎而明。聊陳祝意、且狀其景致。贊曰、標燈所輝。萬舶指馳。譬如北辰ノ衆星拱之。

明治十一年五月 大阪府下四大區々長

祝文

今茲明治十一年五月五日木津川口燈臺工竣。抑此舉タルヤ攝陽之一商金澤氏之基礎ニヨリシテ落成ス。今ヨリ後暗夜船客此一燈光ヲ望見シ千歎萬喜セン。加之内外ノ物貨運搬ノ便彌盛大ニシテ永ク此燈光ト俱ニ輝曜セントヲ仰望ス。謹テ鄙言以口祝ス。

大阪府下 永井吉郎兵衛】

注)紅粉 紅と白粉から、化粧をしている人の意

大阪府下四大区区長からの漢文は一二点、レ点等の訓点があったが転記しなかった。また○印は句点と読点に分けた。永井吉郎兵衛は寄附者でもあり、333号で1円の寄附をした阿波堀通1丁目の酢製造販売商。

(30) 『読売新聞』第992号 3面2段目 読売新聞社、1878(明治11)年5月10日 (引用者が句読点記入、ルビ削除)

「○大坂府下第三大區の區長金澤卯兵衛が發起で同所の木津口へ建た燈臺は圓形の煉瓦造りにて、此ほど出來あがり、今日より火を點すので今月五日に開業式が有り、官員も出張になって新町堀江の女紅場よりは別品が屋形船へ幟を立て笛太鼓で囃しながら出かけ見物人も夥たゞしく餅撒なども有って餘ほど盛なことで有ました。」

#### 4. 木津川灯台の建築

##### 4.2 寄附者の住所

(31) 井上正雄『大阪府全志』卷之一 大阪府全志発行所、1922(大正11)年、732頁

#### (図 6) 寄附者地域別人数分布図

寄附者の人数 10 人を 1 mm の円の直径で表した地図(大阪のみ) 西区は町の名称(通)がひとくくりになる単位(例: 阿波座では、阿波座、阿波座上・中・下通、阿波堀通、阿波堀裏町の各番丁、各丁目) で図を作成、それ以外は現在の区単位、大阪以外の地図や少人数の場合は小さすぎて割合に応じて作成できず。

#### (図 7) 寄附者地域別金額分布図

上記に同じ

#### 4.3 寄附者の職業

(表 3) 職業別寄附人数と割合(上位 12 項目) 13、23 は金額で 12 位以内のため記載。

(表 4) 職業別寄附金額と割合(上位 12 項目) 19、34 は人数で 12 位以内のため記載。

(図 8) 寄附者職業別割合グラフ (表 3)(表 4)を比較用にグラフ化、人数は多数から配列、金額は人数と同じ配列

(32) 山野寿男「大坂と北前船」『ちんちょうち』平成 27 年第 7 号 NPO 法人水澄、2015 年、161-162 頁

(33) 蒲田利郎編纂『南北堀江誌』南北堀江誌刊行会、1929(昭和 4)年、43-188 頁

(34) 川端直正『鞠の歴史』野村修造、1974 年 10 月、[第五章 鞠の塩干魚商と肥物商]22-36 頁、[第七章 鞠海産物市場と諸商業組合]、42-49 頁 ただし、本文の章名は「[第五章 鞠の塩干商と肥物商]」

#### 4.4 割印帳の記入日と寄附周旋(取次)人

(35) 「一 明治七(一八七四)年「贈物控」(抄)」『大阪雑喉場魚問屋史料』三一書房、1997 年 10 月 所収の「神平(神崎屋平九郎)商店関係史料」のうち「二 明治」、165 頁

(36) 宮本又次「各種組合規約集の解説(中)」、大阪経済史料集成刊行委員会編『大阪経済史料集成』第 8 卷 大阪商工業組合規約集 大阪商工会議所、1976 年 7 月

(37) 吉本禎輔編輯『官員録 全』桑原芳太郎、1877(明治 10)年 7 月 請求記号: 子-347

(38) 各戸長を通じた寄附を行わなかったことは、築港義社での強引と思われる戸長からの寄附依頼を避けた可能性がある。

参考) 第 3 章産業経済の進展、第 4 節大阪築港と淀川治水「大阪開港と築港計画」385-405 頁、新修大阪市史編纂委員会編『新修大阪市史』第 5 卷 大阪市、1991 年 3 月

### 5. 灯台の完成後

#### 5.1 灯台の完成と管理

(39) 「明治十一年七月ヨリ同十二年六月ニ至ル一週年間附属船明治丸ヲ巡航セシムル三回ニシテ派出官員及雇外國人ノ報告數通り左ニ抄録シテ其略況ヲ陳述ス」『記録材料・工部省第四回年報二』 国立公文書館デジタルアーカイブ 請求記号: 記 01608100 明治 11 年 7 月-明治 12 年 6 月 13-14 コマ目

<https://www.digital.archives.go.jp/img/1820338> (last access:2021. 11. 10) (引用者が句読点、および一行目(午後)記入 下線は本文のまま)

「全廿三日…(略)… 全(午後)八時神戸港へ投錨シ即時本局並目標山及木津川燈臺へ電報ヲ發ス。全廿四日午前六時神戸ヲ拔錨シ航行。全八時堺へ投錨シ巡回員上陸シテ燈臺ヲ検スルニ不清整ナリ。事果テ全十時帆船航行シ、全十一時木津川ニ投錨シ之ヲ検スルニ能ク清整セリ。ビツクリストン等工業ノ為メ滯在ス。午后一時三十分帆船航行シ、全二時十五分目標山沖へ投錨シ、巡回員上陸シテ之ヲ検スルニ燈臺其他ヨク清整セリ。全四時三十分事果テ帆船航行。全六時三十分神戸へ投錨ス。全廿五日神戸へ碇泊シ竿燈及ヒ和田岬燈臺ノ検査ヲ為ス。ビツクリストン輩木津川及ヒ目標山ノ工業ヲ竣リ本船ニ帆リ神戸竿燈ハヨク修整セリ。…(以下略)」

目標山(灯台)とは、天保山(灯台)のことであるが、名称が天保山灯台に統一されたのは、1884(明治 17)年 10 月 21 日工部省稟告「国立公文書館デジタルコレクション 『公文類聚・第八編・明治十七年・第四十四巻・運輸・船舶車両・車輛・津港・灯台・河渠・橋道・鉄道』 明治 17 年、請求番号:類 00209100、件名:025

<https://www.digital.archives.go.jp/img/2484805> (last access:2011. 11. 11) による。

「十月廿一日

工部省天保山燈臺名稱一定ノ稟告

工部省稟告

攝津國天保山燈臺名稱ノ義是迄各書類上ニ天保山或ハ目標山燈臺ト色々ニ記載相成居後來取調上不都合ニ付以来天保山燈臺ト一定候條此段及上申置候也十七年十月十四日〇十月廿日第一局主査 十月二十一日大臣閲覽済」

(40) 「明治十一年九月六日ヨリ十一月六日ニ至ル各所燈臺浮標及礁標巡見景況英人マクリッチ氏報告抄訳」『記録材料・工部省第四回年報二』 国立公文書館デジタルアーカイブ 請求記号: 記 01608100 明治 11 年 7 月-明治 12 年 6 月 25 コマ

目 <https://www.digital.archives.go.jp/img/1820338> (last access:2021.11.10) (引用者が句読点記入、合字(フを除く)はカナに変換)

「(略) … 木津川十月廿四日

一 當所ノ燈主ハ燈臺局ノ主意ニ隨テ燈臺ノ保存方ヲ施行スヘキ志願ナルフ明亮ナリ。燈明番ハ職務ニ最モ未熟ナル  
形狀ナレドモ各物摠テ好ク整頓セリ。此餘ノ小修理事件二三ハ省略ス…(以下略)」

「[部分タイトルなし]」『記録材料・工部省第四回年報二』 国立公文書館デジタルアーカイブ 請求記号:記 01608100  
明治 11 年 7 月 - 明治 12 年 6 月 39 コマ目 <https://www.digital.archives.go.jp/img/1820338> (last access:2021.11.10) (引用者が句読点記入)

「(略) … 全十二日…(中略)…全三時十分神戸ニ入港シ、此夜同所ニ碇泊シマクリッヂヨリ藤倉技手ヘ電報シ又木津  
川燈臺ヘ電信ヲ送ル。全十三日午前六時二十分神戸港ヲ抜錨シ、堺ニ向テ進行ス。全八時堺ノ地ニ到リ、上陸シテ  
燈臺ヲ点検スルニ、点燈器械最適良ナリ、曲射玻璃ノ一片ハ持主ニ於テ異存ナクハ譲受ルヲ申諭ス。但損傷有ル  
トキハ其價ナキユヘ引受サルモノ述置タリ。諸事了リテ全九時三十分本船ニ販リ直チニ抜錨。全十一時前木津川ニ  
到ル。燈臺ヲ点検スルニ、点燈器械工合好シ。尤豫備ノ油筒管ニ少シク修繕ヲ施ス。検査事了リテ午後十二時三十分  
一同本船ニ帰ル。全一時三十分木津川沖ヲ抜錨シ全二時天保山沖ニ到ル。… (以下略)」

「明治十二年第一回巡航中視検スル燈臺諸標及新工業ノ景況并燈臺新築目的ノ地所点検等ノ顛末ヲ記載シテ爰ニ報告ス」  
『記録材料・工部省第四回年報二』 国立公文書館デジタルアーカイブ 請求記号:記 01608100 明治 11 年 7 月 - 明治  
12 年 6 月 52 コマ目 <https://www.digital.archives.go.jp/img/1820338> (last access:2021.11.10) (引用者が句  
読点記入)

「木津川

火口油筒通油管等尽ク試検シ其正當ナルフヲ発見ス。燈臺ハ一般ニ看守ノ丁寧ナルフ明瞭ニシテ堺其他ノ地方燈ニ  
比スレハ大ニ卓越セリ。燈臺ノ床充分ニ堅固ナラスシテ其上ヲ歩行スル毎ニ大ニ震動シ從テ火炎ニ亦動搖ト其燃方  
ノ不規則トヲ生ス。依テ當燈臺持主等堅固ニセンフヲ契納ス。」

(41) 「大阪府會議議案」『朝日新聞』第 79 号 附録 3 面 2 段 朝日新聞社、1879(明治 12) 年 5 月 2 日

「第十三號…(中略)…金四百二十一圓六十一錢 木津川燈臺費

内 金二百十圓九十錢 諸雇給 金六十七圓七十一錢 無味香油 金七十三圓 火器 金三十圓 消耗品  
金四十圓 修繕費」

(42) 『明治十二年度大阪府會議事録』2/2 大阪府会、1879(明治 12) 年、請求記号:C0-1996-2 登録簿冊番号:0000034630  
大阪府公文書館所蔵

(43) 「大阪府會議傍聴錄 第廿二回」『朝日新聞』第 103 号 附録 1 面 1-2 段 朝日新聞社、1879(明治 12) 年 5 月 30 日  
(口は不明)

「○五月廿六日の續き」…(中略)…「○三番(龜岡)問木津川燈臺ノ諸雇給トハ如何ナルモノカ ○答燈臺點消人ナリ月  
給六圓五十錢ノ者二名日給十五錢ノ者一名ノ見込ナリ ○三十二番(高木)同無味香油トハ燈臺ニ必須ノ油ナルベキガ  
勿論西洋ノ品ナルベシ大抵一夜ニ何程ヲ要スルヤ ○答問ハル、如ク舶來油ナリー口五合ヲ定焚量トス ○廿七番(岡  
本)問入念ノ間ニハアレド無味香油ノ油質ハ遠光ノ利クモノカ ○答然リ燈臺ニハ必須物タリ ○次ノ火器ヨリ修繕費  
迄ハ格別ノ質疑モナカリキ依テ總体論ニ移ル…(街灯部分は略) …○次デ木津川燈臺費目ヲ議スルニ全條異議ナクシ  
テ原案ニ可決ス」

(44) 『朝日新聞』第 254 号、1 面 3 段 朝日新聞社、1879(明治 12) 年 11 月 29 日 (引用者がルビを削除)

「○木津川燈臺に風の方位及び風力を知る器械を備んとて海軍水路局へ依頼して該器を購求せられると」

(45) 『朝日新聞』第 266 号、1 面 2 段 朝日新聞社、1879(明治 12) 年 12 月 13 日 (引用者がルビを削除 □は不明、□内  
文字は活字判読が難しく推定)

「○西區長金澤卯右衛門氏が發起にて設けられたる木津川口口燈臺は此頃燈臺局官吏か巡視の上賞賛せられしかば猶ほ  
一層美にせんとて塗替に着手せられる由にて西區長には見聞のため出張されたり」

(46) 『朝日新聞』第 269 号、2 面 1 段 朝日新聞社、1879(明治 12) 年 12 月 17 日 (引用者がルビを削除)

「○木津川燈臺の下は來春より人民の遊歩場にせらるゝ筈にて此節多分芝草を植付らるゝと云ふ」

(47) 『朝日新聞』第 333 号、1 面 2 段 朝日新聞社、1880(明治 13) 年 3 月 10 日 (引用者がルビを削除)

「○今度相州觀音崎へ同地の有志輩が協議の上燈臺を建築するに付き掛りの人が此地へ來り金澤卯右衛門氏の許に赴き  
木津川燈臺の絵圖面を寫取り兩三日前歸りしと云ふ」

なお、この記事には誤りがあり、觀音崎灯台はすでに建築されているため、後日(3 月 12 日)に訂正記事(48)が出ている。

(48) 『朝日新聞』第 335 号、4 面 1 段 朝日新聞社、1880(明治 13) 年 3 月 12 日 (強調○部分そのまま)

「○又同日同欄内第廿三項目に今度相州觀音崎へとせしは但馬國觀音崎の誤植なり」

- (49) 「大阪府會議傍聽記」『朝日新聞』第 402 号、3 面 3 段 朝日新聞、1880(明治 13)年 6 月 1 日 (引用者が句読点記入)  
「○五月廿八日午前十時各議員席に着く出席廿四人欠席九人…(中略)…書記木津川燈臺費の部を朗讀す。安井君曰く本員  
は此費額を全廢し有志の世話するに任さん。武田源兵衛君同意す。金澤仁兵衛君は此燈臺は大坂繁榮の根元なれば、  
地方税より支辨するを不當ならずと辨ず。議長可否の決を取る。起立過半數により原案と決す。」
- (50) 大蔵省印刷局[編]『官報』第 1316 号、1904(明治 37)年 7 月 20 日、473 頁  
「通信省告示第三百四十六號  
大阪府下摂津國木津川口木津川燈臺(府立)ノ著色ヲ白色ニ變更セリ  
明治三十七年七月二十日  
通信大臣 大浦兼武」
- (51) (図 10) 通信省管船局編『主要造船工場設備概要』 通信省管船局、1928(昭和 3)年、72-73 頁間挿絵(64 コマ目)  
国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2942244> (last access:2021.11.10)
- (52) 大蔵省印刷局[編]『官報』第 1884 号、1933(昭和 8)年 4 月 14 日、363 頁  
「◎通信省告示第八百四十一號  
大阪府立木津川燈臺ハ昭和八年五月一日之ヲ廢止スル旨同府ヨリ報告アリタリ  
昭和八年四月十四日  
通信大臣 南 弘」
- (53) 大蔵省印刷局[編]『官報』第 1933 号、1933(昭和 8)年 6 月 13 日、383 頁  
「◎通信省告示第千三百九十號  
大阪市ニ於テ同港木津川尻南防堤北端ニ左記ノ燈臺ヲ設置シ昭和八年六月十五日ヨリ點燈實施スル旨大阪府ヨリ報告  
アリタリ  
昭和八年六月十三日  
通信大臣 南 弘 …(以下略、略部分は本文中(表 11)と同内容)」
- (54) 『明治十二年度地方稅収支予算議按』 [大阪府]議事課[租稅課]、1880(明治 13)年、請求記号:C0-0059-6002、簿冊登  
録番号:0000019830 大阪府公文書館所蔵
- (55) (図 9) 『明治十二年度地方稅収支精算報告』 [大阪府]庶務課調査掛、1880(明治 13)年、請求記号:C0-0059-6126、簿  
冊登録番号:0000019853 大阪府公文書館所蔵
- (56) 『明治十三年度地方稅収支予算』 [大阪府]議事課[租稅課]、1880(明治 13)年、請求記号:C0-0059-6004、簿冊登録番  
号:0000019832 大阪府公文書館所蔵
- (57) 『明治十四年度地方稅収支予算議案』 [大阪府]議事課[地方稅掛]、1881(明治 14)年、請求記号:C0-0059-6007、簿冊  
登録番号:0000019835 大阪府公文書館所蔵
- (58) 『明治十五年度予算書』 1/2 2/2 [大阪府]議事課[調査掛]、1883(明治 16)年、請求記号:C0-0059-6010、簿冊登録番  
号:0000019838 大阪府公文書館所蔵
- (59) 『明治十六年度地方稅予算報告書』 [大阪府]議事課[地方稅掛]、1884(明治 17)年、請求記号:C0-0059-6012、簿冊登  
録番号:0000019840 大阪府公文書館所蔵
- (60) 『明治十七年度地方稅予算報告書』 [大阪府]議事課[地方稅掛]、1885(明治 18)年、請求記号:C0-0059-6014、簿冊登  
録番号:0000019842 大阪府公文書館所蔵
- (61) 『明治十八年度地方稅予算報告書』 [大阪府]議事課[地方稅掛]、1886(明治 19)年、請求記号:C0-0059-6016、簿冊登  
録番号:0000019844 大阪府公文書館所蔵
- (62) 『明治十九年度地方稅予算報告書』 [大阪府第一部]議事課、1887(明治 20)年、請求記号:C0-0059-6018、簿冊登録番  
号:0000019846 大阪府公文書館所蔵
- (63) 『明治二十年度地方稅予算報告書』 [大阪府第一部]議事課、1888(明治 21)年、請求記号:C0-0059-6021、簿冊登録番  
号:0000019849 大阪府公文書館所蔵
- (64) 『明治二十一年度収支予算報告書』 [大阪府]第一部議事課、1888(明治 21)年、請求記号:C0-0059-6027、簿冊登録番  
号:0000019855 大阪府公文書館所蔵

- (65) 『明治二十二年度地方税予算報告書』 [大阪府]第一部議事課、1890(明治 23)年、請求記号:C0-0059-6029、簿冊登録番号:0000019857 大阪府公文書館所蔵
- (66) 『明治二十三年度精算報告書』 [大阪府]内務部第一課、1891(明治 24)年、請求記号:C0-0059-6031、簿冊登録番号:0000019859 大阪府公文書館所蔵
- (67) 『明治二十四年度地方税予算報告書』 1/2 2/2 [大阪府]内務部第一課、1892(明治 25)年、請求記号:C0-0059-6032、簿冊登録番号:0000019860 大阪府公文書館所蔵
- (68) 『明治二十五年度地方税等予算案』 [大阪府]内務部第一課、1893(明治 26)年、請求記号:C0-0059-6035、簿冊登録番号:0000019863 大阪府公文書館所蔵
- (69) 『明治二十六年度地方税等予算案』 [大阪府]内務部第一課、1894(明治 27)年、請求記号:C0-0059-6038、簿冊登録番号:0000019866 大阪府公文書館所蔵
- (70) 『明治二十七年度議案』 [大阪府]内務部第一課、1895(明治 28)年、請求記号:C0-0059-6042、簿冊登録番号:0000019870 大阪府公文書館所蔵
- (71) 『明治二十八年度地方税等予算案』 [大阪府]内務部第一課、1896(明治 29)年、請求記号:C0-0059-6045、簿冊登録番号:0000019873 大阪府公文書館所蔵
- (72) 「工部省 達 第二号」 1881(明治 14)年 12 月 13 日 『法令全書』 明治 14 年 内閣官報局、893-894 頁  
「第二號（十二月十三日） 沿海府縣  
御国内海岸燈臺私築ノ儀ハ明治五年十月中第三百拾貳號公布ノ趣ニ依リ當省へ經伺ノ上施行可致筈ノ處間々無其儀私築候向モ有之哉ノ趣甚ク不都合ノ次第二候元來燈標ノ儀ハ廣ク航海船舶ノ針路ヲ示シ便益ヲ與フル爲ニ候處其設立ノ位置等一般ニ承知不致且海圖上ヘモ掲載無之トキハ却テ航海者ニ危害ヲ與フル基ト相成實ニ不容易儀ニ候條以來右様ノ儀無之様厚ク注意可致就テハ今後燈臺竝浮標礁標等私設ノ儀伺出候節ハ別紙ノ廉々詳細取調可差出尤在來ノ分モ右同様取調至急可届出此旨相達候事(別紙) (...以下略)」
- (73) 「往入 2660 工部省回答 人民私設に属する灯台諸標届出方」 1881(明治 14)年 10 月 18 日、請求記号:海軍省-公文類纂-M14-40-614(防衛省防衛研究所) レファレンスコード:C09115321800 防衛省防衛研究所所蔵 国立公文書館アジア歴史資料センターデジタルアーカイブ <https://www.jacar.archives.go.jp/das/image/C09115321800>  
(last access:2021. 11. 10)
- (74) 『工部省沿革報告』 大蔵省、1889(明治 22)年 4 月、629 頁
- (75) 二次資料によって記述の誤りが散見する  
『明治時代の大坂：大阪市史明治時代未定稿 史料第八輯』、『大阪府誌 第 4 編』、『大阪府全志 卷之三』、『日本歴史地名大系 28-[1] 大阪府の地名』など多くの二次資料で明治 25 年以降に大阪府の地方税経済に移る、もしくは大阪府の所管に移るとの記述が見受けられる。
- 幸田成友編『明治時代の大坂』中巻 (大阪市史明治時代未定稿 史料第八輯) 大阪市史料調査会、1982 年 12 月、60 頁  
「木津川燈台  
十一年木津川口東岸に燈台を新設し、その五月五日落成式を挙ぐ。此燈台は豪商金沢卯右衛門・北尾重兵衛の主唱によりて成れる私設燈台なり。第六等不動赤色にして、高さ水面より四丈、射光八里に達す。建設及年々の経費は有志者の寄附金を以て充て來たりしが、明治二十五年以降地方税経済に移して府庁の管理に属し、公設燈台となれり。現今の木津川燈台即ち之なり。港内にて難破船ある時は最寄船改番所○安治・木津・尻無・伝法 へ届け出て、臨機の処置に出でたり。大阪新報、大阪府統計書(明治三十九年)、布告及布達(明治八年)。」
- 『大阪府誌』第 4 編 大阪府、1903(明治 36)年、1229-1230 頁  
「木津川燈台 大阪府西成郡敷津村木津川口舊桔梗形臺場跡にあり。明治十一年五月元同村區長金澤卯右衛門北尾重兵衛其の他有志者の發起し一千六百八十餘圓の寄附金を以つて建設せしものにして、其の構造は煉瓦石造圓形、黑白模様に塗布し、基礎より燈火に至る高二丈九尺、水面を抜くこと四丈なり。燈級は第六等、燈質は不動紅色に属し、其の光の達する所、晴天の夜は海面八里にして、該経費は有志者の寄附を以つて充て來たりしが、明治二十五年以降燈臺維持費共悉皆地方税経済に移し、同二十七年四月大いに修復を加へ、また新たに附属物置納家一棟を建設せり。」
- 「元同村區長」は西区(第 3 大区)区長の誤り。「一千六百八十餘圓の寄附金」については建設費部分だけなのか、明治 11 年に寄附した金額なのか詳細は不明。
- 井上正雄『大阪府全志 卷之三』 大阪府全志発行所、1922(大正 11)年、117 頁  
「(前略)…然るに明治十一年五月其の桔梗型砲臺の跡に、當時の區長金澤卯右衛門・北尾重兵衛其の他の有志者發起し、

寄附金を得て燈臺を建設し、木津川燈臺と稱し、同月十日初めて點燈し、晴天の夜は其の光海上八里に達し、經費はまた有志者の寄附金に依り來りしも、同二十五年大阪府の所管に移れり。」

『日本歴史地名大系』28-[1] 大阪府の地名 平凡社、1986年2月

- (76) 「布達 第拾壹號」『法令全書』明治18年上巻 内閣官報局、布達33頁 国立国会図書館デジタルコレクション 192  
コマ目 <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/787966> (last access:2021.11.13)

ただし、「明治五年第三百十二号布達ヲ廢シ灯標私設ヲ禁止ス」『公文類聚・第九編・明治十八年・第十九卷・運輸・津港・燈台・河渠・橋道・鐵道』 国立公文書館デジタルアーカイブ 請求記号:類 00244100  
<https://www.digital.archives.go.jp/img/2457836> (last access:2021.11.13) ではこの布達を出すための考え方や理由を記述している。

- (77) 灯台局編纂『[航路標識便覧表]』 通信省、[1884]-1896.4、請求記号:NC84-J5 国立国会図書館デジタルアーカイブ  
<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1881742> (last access:2021.11.10) 複数年の資料を合本(ただし、図書館送信参加館のみ)

- (78) 大阪府泉州郡岬町の可能性を指摘した理由は、1880(明治13)年3月10日発行の新聞記事での間違いは「多奈川」と「神奈川」の聞き違いからと予想した。真相はどこかの観音崎で図面がでてくれればわかるが、いかに。

- (79) 1/25,000 地形図の地名等約38万余を収録した 金井弘夫編『新日本地名索引』第1巻 五十音篇 アボック社出版局、1993年 によると「カンノンザキ」という音の地名は北海道から沖縄県まで全国38か所あるとのこと。

## 5.2 灯台の廃止

- (80) 大阪府編『大阪府統計書』大正1年 大阪府、1914年、256頁

## 6. むすびに

- (81) 『大阪府公報』第595号 大阪府、1891(明治24)年9月28日 大阪府公文書館ホームページ電子化資料  
<https://archives.pref.osaka.lg.jp/search/bosatsuInfor.do?method=initPage&from=kenmeiInfo&bosatsucd=0000066673>  
(last access:2021.11.13)

「大阪府告示第百二十六號

大阪市西區江ノ子島東ノ町四番屋敷飯田松次郎ナルモノ<sup>マサ</sup>西成郡川南村大字千歳尻無川堤防へ終夜燈建設本月三十日ヨリ  
點火ス

明治二十四年九月二十六日 大阪府知事山田信道」

- (82) 『大阪府公報』第696号 大阪府、1892(明治25)年4月27日 大阪府公文書館ホームページ電子化資料  
<https://archives.pref.osaka.lg.jp/search/bosatsuInfor.do?method=initPage&from=search&bosatsucd=0000066844>  
(last access:2021.11.13)

「大阪府告示第六十一號

西成郡川南村大字千歳尻無川口堤防ニ於ケル終夜燈ハ從來大阪市西區江ノ子島東ノ町四番屋敷飯田松治郎ナル者點火セ  
シカ這般全市西區江戸堀北通五丁目九十五番屋敷濱田新兵衛ナル者之ヲ讓受ケ依然自費ヲ以テ點火ス<sup>マサ</sup>

明治二十五年四月二十七日 大阪府知事山田信道」

- (83) 『大阪府公報』第768号 大阪府、1892(明治25)年10月15日 大阪府公文書館ホームページ電子化資料  
<https://archives.pref.osaka.lg.jp/search/bosatsuInfor.do?method=initPage&from=search&bosatsucd=0000066916>  
(last access:2021.11.13)

「大阪府告示第百五十二號

和泉國日根郡多奈川村谷川港ニ設置有之私設燈臺ノ義本年十二月限り廃止スル旨同村長ヨリ届出タリ  
明治二十五年十月十五日 大阪府知事山田信道」

なお、本稿入稿後に、主に木津川灯台の写真について調査した KR波那「木津川灯台について」がweb上に公開された。<https://note.com/krhana7/n/n06a6e4829985> (last access:2021.12.12)  
日本航空協会HPで公開している宮原アルバム・コレクションから木津川灯台が写っているものを紹介し、(52)(図10)通信省管船局編『主要造船工場設備概要』もとりあげて官舎にも言及があるので紹介する。

(別掲) 寄附者調査資料

- 大阪経済史料集成刊行委員会編『大阪経済史料集成』第5巻 大阪肥物商組合沿革史 大阪商工会議所、1974年4月  
○大阪経済史料集成刊行委員会編『大阪経済史料集成』第6巻 大阪昆布仲買商組合沿革 大阪商工会議所、1974年12月  
○大阪経済史料集成刊行委員会編『大阪経済史料集成』第7巻 大阪商工業組合規約集 上 大阪商工会議所、1975年12月  
○大阪経済史料集成刊行委員会編『大阪経済史料集成』第8巻 大阪商工業組合規約集 中 大阪商工会議所、1976年7月  
○大阪経済史料集成刊行委員会編『大阪経済史料集成』第9巻 大阪商工業組合規約集 下 大阪商工会議所、1976年12月  
○大阪経済史料集成刊行委員会編『大阪経済史料集成』第10巻 大阪北海産荷受問屋組合沿革史 大阪商工会議所、1977年8月  
○大阪市史編纂所編集『明治初期大阪の同業組合規則』上 坂府商業組合条例(大阪市史史料 第51輯) 大阪市史料調査会、1998年2月  
○大阪市史編纂所編集『明治初期大阪の同業組合規則』下 坂府商業組合条例(大阪市史史料 第52輯) 大阪市史料調査会、1999年2月  
○西野嘉右衛門編『阿波藍沿革史』 西野嘉右衛門、1940年  
○渋谷隆一編『明治期日本全国資産家・地主資料集成』第1巻 日本全国商工人名録 明治31年-1 柏書房、1984年10月  
○三木与吉郎編『阿波藍譜 史話図設篇』 三木産業、1961年11月  
○五十嵐栄吉編集著作『大正人名辞典』 東洋新報社、1914年  
○児玉幸多監修 德島市史編さん室編集『徳島市史』第3巻 産業経済編・交通通信編 徳島市教育委員会、1983年3月  
○垣貫一右衛門編輯『商工技芸浪華の魁』 堀貫興祐、1882年2月  
○西区史刊行委員会[編]『西区史』第1巻 清文堂出版、1979年  
○原田敬一『日本近代都市史研究』 思文閣出版、1997年11月  
○『絵で見る明治商工便覧』第6巻 所収「住吉堺並豪商案内記」明治16年刊の復刻 ゆまに書房 1987年10月  
○佐賀朝『近代大阪の都市社会構造』 日本経済評論社、2007年12月  
○堺商工会議所創立百周年記念出版委員会編集『堺商工会議所百年史』 堀商工会議所、1982年  
○山口和雄編著『日本産業金融史研究：紡績金融篇』 東京大学出版会、1970年  
○中島邦太郎『大阪商工龜鑑』 愛々館、1893(明25)年9月  
○『東京大阪木材市場提要』 高知大林区、1909(明41)年7月 (国立国会図書館デジタルコレクション)  
<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/803439> (last access:2021.11.13)  
○吹田市史編さん委員会編『吹田市史』第7巻 史料編4、1976年  
○ふるさとを書く会編集『にぎし：ふるさと語り2』第7号「北前船」 ふるさとを書く会、1999年8月  
○白川部達夫『大坂千鰯屋近江屋市兵衛の経営(2)』東洋大学文学部史学科研究室編『東洋大学文学部紀要、史学科篇』第40号 東洋大学、2014年  
○白川部達夫『大坂千鰯屋近江屋市兵衛の経営(3)』東洋大学文学部史学科研究室編『東洋大学文学部紀要、史学科篇』第41号 東洋大学、2015年  
○山添徳蔵編、太田幾太郎編『大阪実業人名鑑』 大阪廣告商報社、1896年10月 (国立国会図書館デジタルコレクション)  
<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/779110> (last access:2021.11.13)  
○蒲田利郎編纂『南北堀江誌』 南北堀江誌刊行会、1929年  
○「角川日本地名大辞典」編纂委員会編『角川日本地名大辞典』第27巻 大阪府、角川書店、1983年10月  
○「角川日本地名大辞典」編纂委員会編『角川日本地名大辞典』第30巻 和歌山県、角川書店、1985年7月  
○杉岡政治編『浪花諸商独案内』 杉岡政治、1879年6月  
○三島康雄『造船王川崎正蔵の生涯』 同文館出版、1993年7月  
○岡本信男『水産人物百年史』 水産社、1969年  
○堺市役所編纂『堺市史』第3巻 堀市役所 1930年  
○堺商工会議所創立百周年記念出版委員会編集『堺商工会議所百年史』 堀商工会議所、1982年  
○竹内常善[ほか]編『近代日本における企業家の諸系譜』 大阪大学出版会、1996年7月  
○宮本又郎『企業家たちの幕末維新』メディアファクトリー新書 メディアファクトリー、2012年12月  
○交詢社出版局編『日本紳士録』 交詢社 各版  
○日本全国商工人名録発行所編纂『日本全国商工人名録』上・下 日本全国商工人名録発行所、1898年  
○大阪市史編纂所編集『新修大阪市史』史料編第16巻 近代3 経済1 大阪市、2008年12月  
○「海産荷受問屋組合沿革史」黒羽兵治郎編『大阪商業史料集成』第6輯 大阪商科大学経済研究所、1940年  
○『引札』各店の引札

